



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるレーン法と国制（2）
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 50(4), 125-182
Issue Date	1999-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14973
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(4)_p125-182.pdf



ザクセンシユピীগエルにおけるレーン法と国制(二)

石川 武

目 次

主要文献略語表

はじめに

- 一 ザクセンシユピীগエルにおけるレーン法(一般)
- (二) ラント法と裁判権レーン

- (二) レーン能力(＝レーン法の担い手)
 - (三) 家臣の義務
 - (四) 家臣の権利
 - (五) 国制要因としてのレーン法の限界
- 二 ザクセンシュピールゲルにおける国制——その骨格——
- (一) 用語法の全般的特徴
 - (二) 「ライヒ」
 - (三) 「皇帝」
 - (四) 「国王」
 - (五) 「諸侯」
 - (六) 「授封された裁判官」
- 三 ザクセンシュピールゲルにおけるレーン法と国制
- (一) 本章の課題
 - (二) レーン法国制化の契機
 - (三) 裁判権レーン(＝ラント法上の裁判権)と「国家」
 - (四) 現実のレーン法・国制からの距離

二 ザクセンシュピールゲルにおける国制——その骨格——(承前)

(三) 「皇帝」

(以上前号)
(以下本号)

(以上本号)
(以下次号)

(1) 「皇帝」と「国王」の相違を(いかにも手続法を重視するザクセンシュピーゲルらしく)手続面からきわめて明確に説明しているのは次の条項である。「ドイツ人は法(の定める手続)に従つて国王を選ばなくてはならない。その(「国王に選ばれた」者がその(「聖別の」任に当たるべく定められた司教たちによつて聖別され、そしてアーヘンの(カール大帝の)玉座に即くと、彼は国王の権力と国王の名(「称号)を取得する。彼を教皇が聖別すると、彼は⁷⁶の(「帝国(全体)に対する」とも読めるが、この場合は「皇帝の」と解する方が自然である)権力と皇帝の名(「称号)を取得する」(ラント法三・五二・一)。なお、教皇による皇帝の聖別について、「ラント法」の一条項(三・五七・一)は、「彼(「皇帝)が聖別されて以降」と言うが、同じことが「レーン法」(四・三)では「国王が聖別されるや」と言われている⁽⁷⁶⁾。この点についてはさらに後述する。

(2) *Translatio imperii* (帝権移転論ないし委譲論)を説いた件はすでに(二)・(一)で引用したが、そこではいわゆる「両剣論」にもとづいて、世俗の剣(「世界(帝国)に対する世俗の支配権の象徴)を手に入れたユリウス(・カエサル)が *Keiser* と呼ばれている。「両剣論」はザクセンシュピーゲル本文の冒頭に位置するラント法一・一にも現れ、そこでも、神から(宗教的剣を託される教皇と並んで)世俗の剣(この場合は、特にキリスト教世界「信者全体に対する世俗の裁判権の象徴)を託されるのは *Keiser* である。この場合、*Keiser* は(この世に)一人しかおらず、その下にある複数の「国王」(*konige*)と区別するためには、むしろ *Keiser* と呼ぶほかない、とさえ言うことができる⁽⁷⁷⁾。

Keiser が神または教皇と対比される場合(ラント法三・四二・五、前述した同三・五七・一)もこの用法に属しているし、*Keiser* が(他の)国王あるいは(かつては国王であった)大公の上位にある場合(同一・三八・三、三・五三・一)も、この用法の延長線上において理解することができよう。因みに、ここまでに数えたものだけで、七条項中の九箇所と、優に全用例の半ばに達する。

(3) 「ラント法」においていわゆる「ラント平和(令)群」の先頭に立つ条項(二・六六・一)^(77.a)は、次のように始まる。
 「zu) de keiserlike walt がザクセンの地ラント(のため)に、その地の騎士たち(gude knechte)の同意を得て取り決めた(gestedeget hevet)(あるいは、確認した)古来の平和について承和されたい」。この「古来の平和」の中には、後の条項で「国王の(日々の)平和」と呼ばれるものも含まれており、⁽⁷⁸⁾(ここでも)「皇帝(の権力)」と「国王」の関係が問題になる。しかし、「皇帝は立法権をもつ」という「ローマ(法学)」の立法観が特にバルバロッサの治世いらいかなり浸透していたことを考えれば、この条項の趣旨は、「皇帝」として立法権をもつ「国王」が(ザクセンの貴族たちの同意を得た上で)包括的な「平和令」を制定し、その中に古くから(実質的には、フランク時代いらい)存在していた「国王の保護」(Königsschutz)をも Sonderfrieden (＝個別の平和)として取りこんだ、というように(も)理解することができよう。

(4) Kaiser は、さらに「ラント法」の二つの条項(三・五九・二とそれにつづく三・六〇・一)で、教会諸侯に対する「笏レーン」の授封者として登場してくる。教会諸侯に対するいわゆる「レガトリア」の授封が笏をもつて行われることにもうかがわれるように、これらの条項は基本的にはヴォルムス協約に沿ったものと言ってよいが、同協約は教皇と皇帝の間で結ばれたものであつて、⁽⁸⁰⁾教会諸侯の「叙任」ないし彼等への「レガトリア」の授封の問題には教皇(権)との関係が潜在しており、ここで、第一シルトの者(＝国王)が第二シルトの者(＝教会諸侯)に授封するというレーン法上の法理(ないしヘルシルト制の建前)から言えば当然「国王」と言うべきところを、Kaiser の語を用いたくなる理由も理解できないわけではない。なお、「レーン法」では、「司教たち」(この場合、「教会諸侯」を指す)の所領の授封者は koning とされているが、⁽⁸¹⁾この点についてはすぐに後述する。

(5) 残りの三箇所(ラント法三・五一・二、三・五一・三、三・五七・二)でも、(前述した著者自身による区別からすれば)正しくは koning と言うべきものが Kaiser とされている。⁽⁸²⁾このうち国王選挙の手續を述べたラント法三・五七・二に

ついで、最近有力な Interpolatio 説が唱えられているが、その点は別にしても、これらの箇所ではいずれも前述の条項に引かれて *keiser* の語が用いられていることは明らかである。⁽⁸⁴⁾しかし、「レーン法」では *koning* の語が二箇所、「ラント法」ならば「皇帝」と言われるはずのケースについて用いられている(前記(2)と(4)の末尾を参照)のくらべると、「ラント法」における「誤用」は、ほんらい「国王」と呼ぶべきものにまで *keiser* の語が宛てられているという意味で、これとは正反対の方向を向いていることを見落とすわけにはいかない。

(6) これを要するに、ザクセンシュピーゲルにおける *keiser* の語は、一般に理解されているのは異なり、単に *koning* の語の Synonym としてそれと無差別に用いられているのではなく、少なくとも大部分、それなりの理由がある場合に限って用いられている。しかし、もっと重要なのは、「国王」と明確に区別された「皇帝」という意識は、「レーン法」には(まだ)見られないのに、「ラント法」では拡大の方向での誤用を含むほど強調されたものになっている、という事実であろう。このことは、ザクセンシュピーゲル・テキストの成立史——特に「ラント法」と「レーン法」のいずれが先に書かれたかという問題——にとつて重要な示唆を含むものと思われるが、その点についてはさらに後述する。⁽⁸⁵⁾

(四) 「国王」

(1) もちろんザクセンシュピーゲルにおいても、*koning* の語は「(ある)国家の首長」を指して、あるいは、その称号としても用いられている。⁽⁸⁶⁾しかし、同書におけるこの語の用例中最も目立つのは、(最高の)「裁判官」ないし「裁判権者」としての「国王」にかかわるそれである。

まず、*richere*、*gerichte*、*nichten*などの語、それに *vor den* (od. *deme*) *koning*⑥) という定型的表現とのつながりを手が

かりにして一見それと判るものが相当数に及び、それに（数箇所に出てくるだけだが）des koninges achte（国王のアハト）（はもともと逃亡中の犯人に裁判官としての国王が科するものだから、それ）も加えると、この意味での用例が koning の全用例中最も多い。次に、des koninges ban の表現そのものを始めとする「国王罰令権の（排他的）授与者」としての「国王」にかかわる用例が、数の上でほとんどこれに匹敵する。⁽⁹⁰⁾ザクセンシュビーゲルにおいては、des koninges ban の語は、「禁獵林」(banvorstie = Banforst)との関連で、また、「六〇シリングの罰金」を指して用いられることも（それぞれ一回）⁽⁹¹⁾あるが、他はすべて裁判官がアイゲンの帰属および参審自由人の犯罪をも裁くために必要な、ラント法上の「裁判権」の補強手段として現れる。⁽⁹²⁾そこでさらにこれをも加えると、「裁判官」・「裁判権者」としての「国王」にかかわるものは、すでに全用例の半数に達する。⁽⁹³⁾

このことは、「国王を人（＝ドイツ人、具体的には諸侯）はアイゲンとレーンに関する、また、すべての者の生命に関する（最高の）裁判官に選ぶ」（ラント法三・五二・二）⁽⁹⁴⁾、「国王はいたるところ（万民）共通の裁判官である」（同三・二六・一）、とされていることを考えればむしろ当然のことであり、特にラント法上の（最高の）裁判官・裁判権者としての地位が koningleke gewalt（国王の権力）、あるいは、「国家」・国制の核心に位置していることを端的に示すものである。

(2) この用例について、国制との関連でさらに一言しておきたいことがある。家臣や臣民のもついわゆる「抵抗権」の論拠としてしばしば引用される条項（ラント法三・七八・二）の koning も右の用例に属している、ということがそれぞれである。この条項は、「国王および裁判官」が犯罪を犯した自分の家臣や親族に死刑やアイゲン剥奪の判決を下しても「Treue の義務には反しない、という直前の条項の趣旨を承けて、逆に、家臣は自分の親族や主君である「国王および裁判官」の unrecht に抵抗しても Treue の義務には反しない、とするものであつて、⁽⁹⁶⁾国王や主君に対する「抵抗権」を一

般的・全面的に認めたものではなく、ラント法上の裁判を正しくおこない、あるいは、そのために協力する「公的」な義務が、主従間なし親族間の「私的」な *Treue* の義務に優先することを説いたものである。⁽⁹⁷⁾

なお、この条項の *unecht* の語も、裁判拒絶を含め不法・不正な裁判(のやり方)をすることを意味する、と解すべきであろう。⁽⁹⁸⁾ そこでは、この *unecht* を「あらゆる仕方で防ぐのを助ける(=それに手を貸す)ことさえできる」と言われてはいるが、この場合、相手方から暴力をもつて攻撃された際の「正当防衛」を除き実力行使が許されないことは、すぐ後のラント法三・七八の五と六から明らかである。⁽⁹⁹⁾

(3) ザクセンシュピーゲルのテキストから確認できる裁判権以外の「国王の権力」を拾い上げてみると、主なものは以下の通りである。

(a) まず、市場・造幣所・税関に対する権利(特に開設許可権)や地下の埋蔵物に対するそれなど、「レガーリア」に含まれる諸権利⁽¹⁰¹⁾、および、(個別の)「平和」を付与し、その対象を特別な保護下におく権利、特に「国王の道路」に対するそれ⁽¹⁰²⁾。これらの権利の中には、国王の裁判官としての権利とのつながりにおいて現れるものもあり、当時の「裁判権」には(萌芽的な)「行政(権)」が包摂されていたこと、あるいは、「裁判権」のシステムが(ほとんどそのまま)「行政」(ないし「公的」支配)⁽¹⁰³⁾のシステムであったことがうかがわれる。

(b) 国王はまた家人や体僕を、その(私的な)主君ないし領主として解放する権利をもっているが、この権利は一部、「ライヒの家人」について、前述したように、「裁判権」のシステムを維持するために用いられており、⁽¹⁰⁴⁾ 国王の権力下にある「ライヒの所領」も、前述したように、一部は同じ「公的」な目的に充てられている。⁽¹⁰⁵⁾

(c) 国王はさらに、ドイツの各地に(ザクセンでは、ヴェルラ、ゴスラル、ヴァルハウゼン、アルシュテット、メルゼブルクの五つの)王宮(ないし王城) (*parenze = Pralz*) をもっているが、国王はそこに正規の宮廷会議 (*echte hove*) を召

集し、これが同時に宮廷裁判所の正規裁判集会として(も)機能する(ラント法三・六一・一)⁽¹⁰⁶⁾。

(d) 国王はこのほかに、第一シルトをもつ最高主君としてレーン法上の諸権利をもっており、国王と(その直臣である)諸侯との関係は相当数の条項で述べられているが、それにかかわる用語法については、次節において一括して扱うことにしたい。

(五) 「諸侯」

(一) *de vorse (= Fürst)* ⁽¹⁰⁷⁾の語はもともと「第一の者」・「先頭に立つ者」(*de vordersie*)を意味するが、ザクセンシュピールゲルはこれをレーン法(具体的には、ヘルシルト制)と結びつけて、諸侯を「授封において第一の者」と定義し、(世俗)の諸侯であるためには「旗レーン」(*vanlen = Fahnen*)⁽¹⁰⁸⁾を国王から直接に受領しなければならず、また国王のほかはいかなる俗人をも主君に戴いてはならないとして、国王との(レーン法上の)直臣関係を強調する(レーン法七一・二二、ラント法三・五八の一と二)⁽¹⁰⁸⁾。

しかし、こうした「定義」的説明における直臣関係の強調に惑わされて、ザクセンシュピールゲルにおける諸侯概念にとつて最も重要なのは国王とのレーン法上の直接関係である、と速断してはならない。現に、(ヘルシルト制の原則から言っても)国王の直臣はほかにいるはずなのに⁽¹⁰⁹⁾、レーン法廷としての(国王の)「宮廷裁判所」(ないし「宮廷会議」)に参集を命じられるのは諸侯だけであり(レーン法七二・二)、しかもザクセンシュピールゲルにはこれ以外には国王が主宰するレーン法廷は姿を見せない⁽¹¹¹⁾。諸侯を他の直臣から分かつもの、別な言い方をすれば、諸侯であるための要件としてより決定的なものは何か。それは、(世俗の)諸侯だけが(国王から直接に)「旗レーン」を受領している、ということである⁽¹¹²⁾。「旗レーン」とはもちろん「旗をもつて授封されるレーン」のことである⁽¹¹³⁾。

しかし、「旗レーン」は「特別なレーン」の一つである。「裁判権、レーン」(の一つ)であり、その内実(ないし本質)は、それが *gerichte* の一つとして例示されることから明らかなように、(たとえそれに土地ないし所領が付加(ないし包含)されることはあっても、単なる)土地ないし所領ではなく、裁判権ないし裁判管区、しかもラント法上のそれである(レーン法七一の二と三)⁽¹¹⁵⁾。因みに、主従間の人的関係によって構成されるレーン法廷には「裁判管区」はありえない⁽¹¹⁶⁾。同じ(国王と諸侯のみによって構成される)「宮廷裁判所」がそのままラント法廷としても現れ(ラント法三・六四・二)⁽¹¹⁷⁾、諸侯の犯罪は(現行犯のほかは)そこで(のみ)裁くことができる(ラント法三・六四・二)、とされるのも、諸侯が「旗レーン」としてラント法の裁判権を受領しラント法上もそうした資格(ないし、能力)を与えられているからであろう⁽¹¹⁸⁾。

(2) このことと関連して触れておきたいことが一つある。いわゆる「授封強制」(Leihzwang)の問題がそれである。ザクセンシュピーゲルにおいては、「裁判権レーン」は一般に(したがって、当然「旗レーン」も)分割および授封が禁じられているが、「旗レーン」に含まれる「特別なグラーフシャフト」(つまり、グラーフの裁判権・裁判管区)は例外であり、(諸侯が)それを(一年以上)又授封せずに手許に置いてはならない、とされる(レーン法七一の二と三、ラント法三・五三・三三)⁽¹¹⁹⁾。いわゆる「授封強制」(の原則がドイツ王権にだけ適用され、ドイツにおける国民的統一国家の形成を阻害する決定的な要因になった、と主張する)説の拠り所となつた箇所は、それにひきつづき、国王も「同じように」(諸侯の死亡によって旗レーンが自分の手許に戻ってきた場合、一年と一日以内にそれを授封するのなら格別、それ(一年)以上自分の手許に置いてはならない、と述べているのであって、とうてい(右のような意味での)「授封強制」説の根拠とはなりえず、その趣旨がラント法上の(公的)裁判権を(いたずらに休止させることなく)有効に機能させようとするものであることは明白である⁽¹²⁰⁾。

(3) ザクセンシュピーゲルにはザクセン地内の「旗レーン」を数え上げた条項があり、それによって、当時のザク

センには、ザクセン大公 (Herzog)、ザクセン王宮伯 (Pfalzgraf)、チューリンゲン地方伯 (Landgraf)、ブランデンブルク・マイセン・ラウジッツの各境界伯 (Markgraf)、アッシュェルスレーベン伯 (Graf)、以上七人の(世俗)諸侯がいたことが判る(ラント法三・六二・二)。しかし、これらの諸侯の国制上の地位は必ずしも同一でなく、特に(国王から直接裁判官に授与されて裁判権レーンを補強する)「国王罰令権」との関係について見ていくと、次のような相違が認められる。

①「グラーフ」はもちろん、(一般には、(もともと)国王・王権と親近関係にあったとされる)「王宮伯」と「地方伯」も、自ら「国王罰令権の下に」裁判集会を開いており、彼等に対して支払われる罰金も(グラーフに対する場合と同じく)六〇シリングと定められている(ラント法三・六四の六と四)。⁽¹²⁵⁾

②「辺境伯」は、その裁判管区である「辺境領」(mark = Markgrafschaft)に「国王罰令権」がなく、「彼自身の(国王に対する)忠誠(宣誓ないし義務)にかけて」(bi sines seiven hulden)その裁判集会を開催する(ラント法三・六五・一)。しかし、その「辺境領」には、(他の「旗レーン」の場合と同じく)、「特別な(つまり、ラント法上の裁判権・裁判管区として特定された)グラーフシャフト」が含まれることが明記されており(レーン法七一・三三)、グラーフがそれを辺境伯から(裁判権レーンとして)受領した場合でも、そこで生じた判決非難は——「国王罰令権」の系列を下から上へ辿って——直接「国王の前(＝裁判所)に」持ち出されるべきものとされている(ラント法二・二二・六)。⁽¹²⁷⁾ 因みに、この辺境伯に支払われるべき罰金は、(国王罰令権をもつグラーフ・王宮伯・地方伯の半額に当たる)三〇シリングにすぎない(ラント法三・六四・七)。

③これに対して、(少なくとも潜在的には)国王ないし王権の最大のライバルと目される「大公」には、(「国王罰令権」に伴う六〇シリングの罰金とは何のかかわりもない、そしてラント法上の裁判権者に対するものとしては破格の)一〇ポンド(＝二〇〇シリング)の罰金が支払われるべきものとされる(ラント法三・六四・三三)。⁽¹²⁸⁾ さらに、その「旗レーン」(＝裁判

管区)である「大公領」内に(ホルシユタイン、シユトルマン、ハルデンといった)「特別な法をもとうとする」(自立的な)地域が存在することに(わざわざ)言及される(同上)一方、「国王罰令権」に関する、あるいは、(たとえばラント法上の裁判官としてのグラーフなど)その域内に「国王罰令権」が(事実)存在したことをうかがわせる記述は(偶然にもせよ)まったく見当たらない。⁽²⁶⁾

以上のように、当時ザクセンにあった七つの「旗レーン」⁽²⁷⁾ (世俗の)「諸侯領」(ないし「諸侯権」)の国制上の地位、特に国王ないし王権との関係は、ザクセンシュピーゲルの叙述に拠る限り(あるいは、それに拠っても)、決して一様とは言えないのである。

(4) ザクセンシュピーゲルにおける「諸侯」に関する叙述は、大要以上のように、世俗諸侯を中心にして行われており、それにくらべると教会諸侯に関する記述は著しく少ない。⁽³⁰⁾ それによると、(カノン法の手続に従って)司教または修道(尼)院長に選ばれた者は、聖職の受領(=聖別)に先立って国王に臣従礼を捧げ、国王から笏をもって(笏レーンの)授封を受けなければならない、とされている(ラント法三・五九・一、三・六〇・一)。この場合、笏は言うまでもなく(Spiritualia = 霊的権利とは区別された) Temporalia (俗的権利)を象徴し、その中には当然教会(諸侯の支配下にある)所領に対する支配権も含まれている。しかし、「司教(の所領)」についても(「旗レーン」と肩を並べて)分割が禁じられているから(レーン法二〇・五)、⁽³¹⁾ 「笏レーン」の本質も(「旗レーン」と同じく)ラント法上の裁判権(=裁判管区)にある、と考えるべきであろう。

ただし、教会諸侯は自ら流血裁判権を行使することができない。そこで注目されるのが「フォークト」(教会守護)の存在である。次節(六)で改めて後述するように、ザクセンシュピーゲルにおいては、(一般の)「フォークト」は、ラント法上の裁判権の系列の中で(おそらく世俗所領の場合の)「ゴーグラーフ」と同列に位置づけられ、その裁判集会には

ラントザッセが参集すべきものとされる(ラント法一・二・四)。この(一般の)「国王罰令権」をもたない「フォークト」には「たかだか三シリング」の罰金が支払われるにすぎない(ラント法三・六四・九)⁽¹³²⁾。しかし、これとは別に、いわば「グラーフ」と同格の「フォークト」があつて、国王自身から「国王罰令権」を受領し、その下に裁判集会を開いているが、この(国王罰令権をもつ)「フォークト」には「グラーフ」に対してと同じく、六〇シリングの罰金が支払われる(ラント法三・六四・四)。(明示的な記述はないが)、もしこの「グラーフ」と同格の(国王罰令権をもつ)「フォークト」を教会諸侯(や司教)に代わつてその管区(=教会諸侯領ないし司教領)全域にわたつて流血裁判権を行使する「教会守護」と解することが許されるとすれば、⁽¹³⁴⁾教会諸侯領も、「国王罰令権」に関して、「辺境領」の場合と同じ構造を示す、つまり、王権は教会諸侯領をこの「フォークト」(に直接に与えた「国王罰令権」)を通して(も)支配あるいは統御しようとしている、ということになる。

なお、ザクセンシュピーゲルにはザクセン地の(大)司教座を数え上げた条項(ラント法三・六一・三)があり、それによると、マクデブルクとブレーマンの二つの大司教座にはそれぞれ五つと三つの司教座が下屬し、さらに(ザクセン地内の)四つと三つの司教座がザクセンの外にある二つの大司教座(マインツとケルン)に下屬していることが判る。⁽¹³⁶⁾したがつて、ザクセンには二人の大司教と一五人の司教がいたことになるが、彼等がすべて「諸侯」であつたのか、また、彼等のほかに「諸侯」である修道(尼)院長がいなかったのか、等の問題は、ザクセンシュピーゲルの叙述からは判然としない。

(5) もちろん、(ドイツ)「国王」は「諸侯」によつて選挙されるし、ザクセンシュピーゲルにおいても国王選挙に関する条項には事欠かない。⁽¹³⁸⁾しかし、以上、特に(2)・(3)・(4)で述べたことから考えると、ザクセンシュピーゲルに見られる「諸侯」像の中に、(一一八〇年を画期として王権が主導する国制に取つて代わつたとされる)「諸侯(制)的」(=

「諸侯が主権をもつ」国制」の反映を見ることはできないであろう。^{(139)・(140)}

(六)「授封された裁判官」

(一) ラント法の一条項(一・五五・一)は、「すべての世俗の *gerichte* (al verltik *gerichte*)」(この場合 *gerichte* の語は、別稿で論じたように、「裁判官」を意味する)⁽¹⁴¹⁾は選挙に始まりをもつ」とした上で、「それゆえいかなる任命された者(「役人」も裁判官になることをえず、また(その他)いかなる者も(裁判官となることをえない)、その者が生まれながらの、あるいは、授封された裁判官である場合を除いて」、⁽¹⁴²⁾と云う。

すでに述べたように、「国王」は、具体的には「諸侯」によって、「あらゆる者の首に関する、および、アイゲンに関する、および、レーンに関する(最高の)裁判官に選ばれる」(レーン法六九・八)⁽¹⁴³⁾。また、「諸侯」はその国王から「旗レーン」ないし「笏レーン」を「授封された裁判官」である。本節では、ザクセンシュピーゲルの「国制」像におけるレーン法(具体的には裁判権レーン)の位置・機能を見定めるため、「諸侯」以外の「授封された裁判官」に関する同書の記述をまとめておきたい。

(2) ザクセンシュピーゲルによれば、(自由人である)キリスト教徒はすべて年に三回、(それぞれの身分に応じて)教会裁判所に(参審自由人は司教の裁判所に、プフレークハフテは司教座聖堂主席司祭の、ラントザッセは主任司祭のそれに)参集する義務を負うが、自由人はさらに次のように世俗の(「ラント法上の」)裁判所に参集する義務をも負っている。参審自由人は、国王罰令権の下で一八週毎に(「二年三回」開かれるグラーフの正規(「定例」)裁判集会、および、その二週間後に犯罪を裁くために開かれる臨時の裁判集会に、また、プフレークハフテ(およびそれと同格のビーアゲルデ、以下においては省略する)は六週毎に開かれるシュルト、ハイスの裁判集会に参集する。ラントザッセは六週毎に開かれる

ゴークラーフの裁判集會に參集するが、そこ、および、(教會領にあつては)フォークトの裁判集會では、各バウアーマイター(村長)は、叫喚告訴、流血の人身傷害、「生命または手に及ぶすべての犯罪」を彈訴すべきものとされている。⁽¹⁴⁵⁾

これら三つないし(フォークトのそれを含めれば)四つの裁判集會が、(三種の)自由人が參廷義務を負ういわば「公的」な裁判所であるが、本節の主要な課題は、これらの裁判集會、および、(その根拠になる)裁判權について、相互間の關係、および、裁判權レーンの系列上の位置(具体的には、それらがどのように、あるいは、どこまでレーン制の絆によつて、あるいは、「裁判權レーン」として捉えられているか)を明らかにすることである。

(3)「ラント法」の一条項(三・五二・二)は、この点に関して次のように言う。「皇帝(正しくは、国王)はしかし(ラント法上)(最高の)裁判官に選ばれているにもかかわらず、⁽¹⁴⁶⁾すべての地に居合わせ、常時すべての犯罪を裁くことをえない。それゆえ(第一の手である)彼(国王)は(第二の手である)諸侯にはグラーフ職を、また、(世俗の諸侯は)⁽¹⁴⁷⁾(第三の手である)グラフトたちにはシュルトハイス職を封与する」。直後の条項(同三・五二・三)は次のようにつづける。「首に関する、および、手に関する裁判權であるレーン(裁判權レーン)は、グラーフ、シャフト、(グラーフの裁判管区)内にある(あるいは、グラーフ職に含まれる)シュルトハイス職だけを除き、第四の手に渡つてはならない。いかなる裁判官(グラーフ)もシュルハイスなしには正規(定例)の裁判集會を開くことをえないからである。⁽¹⁴⁸⁾」

これによると、流血裁判權を枢軸とするラント法上の裁判權「裁判權レーン」は、原則として国王から諸侯へ、諸侯からグラーフへ、さらに例外的に、グラーフからその裁判管区内のシュルトハイスに授封される、ということになる。⁽¹⁴⁹⁾

見逃すことのできないのは、ゴークラーフ(およびフォークト)がここに例外としても、「第四の手」に数えられていないことである。つまり、ここではラント法上の(流血)裁判權は(原則上)グラーフからゴークラーフ(およびフォークト)へと又授封されてはならない、とされているわけである。

以下、これらの「授封された裁判官」に関する記述を順次個別に検討していくことにする。

(4) まずグラーフ・グラーフシャフトについて。⁽¹⁵⁰⁾

先ほど述べたように、「裁判権レーン」(＝流血裁判権を枢軸とするラント法上の裁判権)は、原則として、(第一の手である)国王から(第二の手である)諸侯へ、(世俗の)諸侯から(第三の手である)グラーフへと順次授封される。グラーフの裁判集會に参廷義務(および裁判籍)をもつのは(アイゲンの主要な持主)参審自由人である。しかし、グラーフがアイゲンの帰属および参審自由人の犯罪に関する訴えを裁くためには、さらに国王罰令権を国王から直接に(「臣従礼なしに」、つまりいわゆる「官職的原理」にもとづいて)受領しなければならない。「グラーフシャフト」とはこうしたグラーフの地位・権限・裁判管区を言う。

ザクセンシュピーゲル、特にその「ラント法」には、*richter* および(裁判権・裁判管区を指す)*seiche*の語が、かなりの頻度をもって登場してくる。その大多数は当然グラーフおよびグラーフシャフトを含んでいるが、そのうちの相当数は(前後の文脈から)もっぱら、(あるいは、少なくとも主に)グラーフないしグラーフシャフトを指していることが判る。⁽¹⁵¹⁾つまり、ザクセンシュピーゲルにおける裁判(制度・手続)の記述はグラーフ・グラーフシャフトを中心に進められており、極言すると、ザクセンの地全体がグラーフシャフトの網の目によって覆われているかのごとき印象を受けらるほどである。

このこととの関連で注目されるのは、国王とグラーフの直接的関係の強調である。たとえば、「国王が……いずれの地^{ラント}にやってきても、そこで裁判権は彼にとって自由になる(＝彼の手許に戻る)」し(ラント法三・六〇・二)⁽¹⁵²⁾、「グラーフは彼の地方的追放(を国王の前(＝法廷)で立証すればそれを)もって国王のアハトを獲得する」(同一・七二)⁽¹⁵³⁾。さらに、所領強奪の現行犯が起きて裁判官がそれを裁かない、あるいは、裁きえない場合や、裁判官が不法にアイゲンの讓

渡を妨げた場合にも、事案は国王がザクセンの地ラッテにやってきたとき国王によって裁かれる(同二・二五・二、一・三四・三)⁽¹⁵⁴⁾し、あるグラーフシャフト内の参審員が欠け、ライヒの家人を解放してそれを補充する場合、(前述したように)国王はライヒの所領の中から三フーフエないしそれ以上の土地をアイゲンとしてその者に与えるが、⁽¹⁵⁵⁾「それをグラーフシャフトの(IIグラーフ職に属する)所領の中から取ることもできる」(同三・八一・一)⁽¹⁵⁷⁾。

因みに、こうした国王との直接的な関係は、諸侯について(明示的に)はいつさい姿を見せない。それだけではなく、諸侯の裁判集会に誰が参廷義務(したがって、裁判籍)をもつのか、また、そこで(だけ)裁かれる事案は何かということについても、具体的な叙述はまったく見当たらない。このため、ラント法上の裁判権の系列の中で諸侯の占める地位は、グラーフのそれとくらべると、全体としてきわめて影の薄いものとなり、極言すれば、国王からグラーフへと授封される裁判権レーンの単なる通過点にすぎない、という印象さえ生まれかねないであろう。⁽¹⁵⁸⁾ 本稿では(これ以上)立ち入らないが、このことは、(当時すでに生成の緒についていた)「領邦君主権」(Landesherrschaft)⁽¹⁶⁰⁾に対する著者アイケの一定の(意識的・自覚的な)姿勢(IIその黙殺)をうかがわせるものである。

(5) 次にシュルトハイス・シュルハイス職について⁽¹⁶¹⁾。

すでに述べたように、「裁判権レーン」は原則として(第三の手であるグラーフから)第四の手に渡つてはならないが、(グラーフシャフト内の)シュルトハイス職はその例外として明示されている。つまり、シュルトハイスは(グラーフから)ラント法上の裁判権を授封されている。シュルトハイスは六週毎に(自らが主宰する)裁判集会を開くが、そこに参廷義務(したがって裁判籍)をもつのは、(小規模のアイゲンの持主である)プフレークハフテ(およびそれと同格のビーアゲルデ)⁽¹⁶²⁾である。フローンボーテ(IIグラーフ裁判所の役人、いわば執達吏)は彼等の中から選ばれることが明記されている(ラント法三・四五・五)のに対して、シュルトハイスになりうる者については、単に「自由人、当該裁判管区が所

在する地の生まれの者」(同三・六一・二)とされているだけである。しかし、「裁判権(についての)レーンは、参審自由人^{ラント}でなければ、なんびとも(それを)受領することをえない」(同三・五四・二)とされているから、彼等は「参審自由人」の中から選ばれたと考えられる。

裁判権レーン(＝ラント法上の裁判権)が例外的にこの(第四の手である)シュルトハイスに授封される理由は、すでに(3)で述べたように、グラーフは「シュルトハイスなしには正規の裁判集会を開くことをえない」という点に求められている。この点、別な条項ではもつと具体的に、「彼(＝裁判官、この場合グラーフ)は彼のシュルトハイスの前で自らを法へと(＝裁判集会の開催を)申し出なければならぬ。それゆえ彼はシュルトハイスに最初の判決を訊ねなくてはならない、(今)裁判集会の(＝裁判集会を開く)時(刻)であるかを、また、次のことを(訊ねなくてはならない)、彼(＝自分)が裁判集会の妨害および騒擾を禁止すべきかを」と(同一・五九・二)。(グラーフが訴えられた場合、シュルトハイスが裁判官になることについては、すでに前註(158)で述べたが)シュルトハイスは、このほかに、グラーフの正規裁判集会に(参審員およびフローンポーターとともに)必ず出席すべきものとされており、また、グラーフの裁判集会で(グラーフに代わり、フローンポーターや参審員とともに)(いわゆる)「裁判所の証人」になっている(ラント法二・二二の二⁽¹⁶³⁾と二・三・一八・二二⁽¹⁶⁴⁾)。

しかし、シュルトハイスがラント法上の裁判権の系列の中で占める地位を把握する上でもつと重要なのは、ラント法上の裁判権の担い手が(容易に誤解されうるように)グラーフ↓シュルトハイス↓ゴーフグラーフ↓パウアーマイスター(村長)という単一の系列になっているのではなく、グラーフ↓シュルトハイス、グラーフ↓ゴーフグラーフ↓パウアーマイスター(村長)という二本建になっていることである。ただし、それについては、グラーフやパウアーマイスターと「ゴーフグラーフ」との関係についてすぐに(6)で(特に註(174)で)述べることを参照されたい。

(6) 次にゴ、グ、ラ、フ、ゴ、グ、ラ、フ、シ、ャ、フ、トについて。gogreve` goscop (= Gogratschaft)の語は、アイケ以降の補遺に現れる箇所の比率が高く、その内容についてもアイケ自身の手になるテキストと大きな相違がある。そこで、本項では、アイケ自身の手になるテキストに見られるゴグラーフ(シヤフト)とアイケ以後の補遺に見られるそれとを別箇に見ていくことにする。

(a) まず、アイケ自身の手になる(古い)テキストから判るのは次のことである。ゴグラーフは六週毎に裁判集会を開くが、そこに参廷義務(および裁判籍)をもつのは(ザクセンの地にアイゲンをもたない)ラントザツセである(ラント法一・二・四)。ゴグラーフは、突然の(≡現行犯の)事案毎に選ばれるか(あらかじめ)一定の任期を定めて選ばれるかは別にして、(ゴグラーフシヤフトの)ラント民によつて選挙される(同一・五六)が、いかなる身分をもつ者(あるいは、地位にある者)がゴグラーフに選ばれるかについて(明示の)記述はない、さらに、ゴグラーフシヤフト(≡ゴグラーフ職)については、適法には(≡法の定める手続に合致した形では)レーンもレーンの承継(volge)も存在しない(≡それを誰かがレーンとして受領し承継することをえない)ことが明記されている(同上⁽¹⁶⁶⁾)。

ゴグラーフが誰かを地方的追放に処した場合、その地方的追放をグラ、フの前で証言すれば、彼はそれによつて直ちにかの者(≡被追放者)に対するグラ、フの地方的追放を獲得する(ラント法一・七二)。地方的追放は(一般に)下級の裁判所(≡小さな裁判管区)から順次上級の裁判所(≡より大きな裁判管区)へと持ちこまれ(格上げされ)ていくから、グラ、フ(シヤフト)には複数のゴ、グ、ラ、フ(シヤフト)が下屬していた、と推定することができる。したがつて、グラ、フがラント法上の裁判権に関して(広い意味で)ゴグラーフの「上司」であつたことは判るが、両者の関係がいかなる性質のものかについてそれ以上詳しいことは判らない。⁽¹⁶⁹⁾

ゴグラーフの裁判集会においては、「各、バウアーマイスター」(村長)が「叫喚告訴、流血の人身傷害、生命または

手に及ぶすべての犯罪」を弾訴しなければならぬ、とされている(ラント法一・二・四)から、ゴージェラーフ(シャフト)には(複数の)バウアーマイター(ないし村)が下屬していたことが判る。また、捕えられた現行犯を裁くためにゴージェラーフがその都度選ばれる場合、ゴージェラーフは「少なくとも三つの村から」選ばれる(同一・五五・二)ことになっているから、ゴージェラーフは「少なくとも三つの村」のバウアーマイターの(広い意味での)「上司」であったことも判るが、この場合にも両者の関係についてそれ以上詳しいことは判らない。

(b) これに対して、アイケ以後の補遺にかかる(新しい)テキストにおいては、次のような改訂が施されている。

ゴージェラーフ職には、適法には、レーンもまたレーンの承継も存在しなかつたはずであるが(レーン法一・五六)、この条項の末尾に「しかるに主君がそれ(＝ゴージェラーフ職)を(レーンとして)封与するならば」に始まる一文が付加され、「(ゴージェラーフシャフトの)ラント民が彼等(＝主君と家臣)双方に対し彼等(＝ラント民)の適法な選挙をもつてそれを破らない限り」と、ラント民による選挙の原則は一応維持されてはいるものの、「彼(＝ゴージェラーフ職を授封した主君)はそれ(＝ゴージェラーフシャフト)につき彼の家臣(＝ゴージェラーフ)およびその子たちに対して(までも)レーン法(上の義務)を履行(具体的には、特にその子たちに対しては、父の死亡の際にゴージェラーフ職を授封)すべきである」とされている⁽¹⁷⁾。また、「いつであれゴージェラーフがゴージェラーフの裁判集会にやつてくれば、ゴージェラーフの裁判権は停止される」という新しい条項(ラント法一・五八・二)から、ゴージェラーフ職を授封する「主君」は(一般的には)「ゴージェラーフ」であることが判る⁽¹⁷⁾。それだけではない。すでに前述(a)で引用したラント法一・七一の冒頭(＝「ゴージェラーフが誰かを地方的追放に処した場合」)の「ゴージェラーフ」の語の前に「正規の」(techné)の語が挿入され、さらにその語に「彼のゴージェラーフ職を裁判権に(＝ゴージェラーフからの裁判権の授封に)負う(ところの)」という副文章が付加されて、ゴージェラーフから(裁判権を)授封された者こそが「正規の」ゴージェラーフである、とまで言われている⁽¹³⁾。

以上のように、アイケ以後の補遺にかかるテキストには、(二三世紀中葉・後半における)ゴグラーフ(シヤフト)の「封建化」、あるいは、それが国王を頂点とする「裁判権レーン」(II ラント法上の流血裁判権)の系列の中に組みこまれていく過程、がはっきりと浮き彫りにされている、と言えるのである。⁽¹⁷⁴⁾

(7) 次にフオークト・フオークタイについて。⁽¹⁷⁵⁾

まず、(一般の)「フオークト」の裁判集会は、ラント法上の裁判権の系列の上でゴグラーフのそれと同列に位置する。すなわち、そこには(おそらく)ラントザッセが参廷義務(および、裁判籍)をもち、各バウアーマイスターはそこで叫喚告知、流血の人身傷害、生命または手に及ぶすべての犯罪を弾訴すべきものとされる(ラント法一・二・四)。しかし、ゴグラーフの場合とは異なり、この「フオークト」の「上司」(ないし「主君」)が誰であるかについて明確な記述はなく、⁽¹⁷⁶⁾ザクセンシュピーゲルのテキストだけから、ラント法上の裁判権の系列上における「フオークト」・「フオークタイ」の位置を見定めるのは難しい。

しかし、前述したように、⁽¹⁷⁷⁾この(一般の)「フオークト」のほかに、(支払われる罰金II六〇、シリングの上でも)グラトフと同列に位置し、国王罰令権を「国王自身から受領し」て「(その)国王罰令権の下に裁判集会を開くフオークト」も存在したことが判る(ラント法三・六四・四)。国王罰令権は、前述したように、「罰令権がそれに属している」⁽¹⁷⁸⁾裁判権が封与されている者」に対して授与される(同三・六四・五)から、この(国王罰令権をもつ)「フオークト」には当然(それに先立って)裁判権(レーン)が授封されている、と推定して間違いないであろう。さらに、この(国王罰令権をもつ)「フオークト」との対比において、「国王罰令権をもたないフオークト」には(たかだか)三シリングの罰金が支払われるとする条項(同三・六四・九)⁽¹⁷⁹⁾もある。おそらく(ゴグラーフと同列にある、一般の)フオークトであろうが、そこではこの「フオークト」に「授封された」という形容詞が付されており、(一般の)フオークトも(国王罰令権をも

たないものの) 裁判権そのものは(誰かある「主君」ないし「上司」から) 授封されている。つまり、(一般の) フォークトは、前述した「授封されたゴークラーフ」(よりも早く、彼等と同じ形で) 裁判権レーン⁽¹⁸¹⁾ラント法上の(流血) 裁判権の系列に組みこまれていたことになる。

ザクセンシュピエゲルのテキストから直接「フォークト」・「フォークタイ」について判ることは、ほとんど以上に尽きる。したがって、それをもとに、まず、「国王罰令権をもつ(上級の) フォークト」が教会諸侯領全体について諸侯から(流血) 裁判権を授封されたと想定し、さらに(言わばその反射として)、(国王罰令権をもたない、一般の)「フォークト」はこの(上級の) フォークトから教会諸侯領の一部について(流血) 裁判権を授封されたと推論するためには、もちろん(同書のテキストだけでは足りず)、(何らかの形で、また、ある程度) 当時の国制についての認識を(外から)もちこまなければならぬであろう。しかし、こうした想定・推論を(後代の補遺を含めた) ザクセンシュピエゲルのテキストに述べられていることよってある程度まで裏づけることはできるのである。⁽¹⁸¹⁾

(8) 最後に「パウアーマイスター」・「パウアーマイター職」について。⁽¹⁸²⁾

「パウアーマイスター」(村長) は、その呼称からしても、もともと村民多数の意向に従って村の利益のために取り決めを行うことを職務とした、と考えられる(ラント法一・五五)。しかし、村の中で日中に三シリングよりも少額の窃盜が起きた場合には、(窃盜犯は一般には絞首刑に処せられるが)、「パウアーマイスター」はその日のうちならばこれを裁き、皮髮刑(または三シリングの罰金⁽¹⁸³⁾換刑贖罪金)を科することができる(同二・一三・一)。ただし、それが(おそらく、叫喚告訴によって) 訴えられてから一夜を越えると、それはもはや彼の裁判権の及ばないものになる(同二・一三・二)。この場合、および、それ以外(ないし、それより重い) 犯罪について、「パウアーマイスター」は、前述したように、「ゴークラーフ」(または、「フォークト」——以下においては省略する)の裁判集会で弾訴しなければならない。⁽¹⁸⁴⁾「パウアー

「マイスター」は、この意味では、ラント法上の裁判権の系列の最末端（ないし最底辺、「ゴークラーフ」の下）に位置する「裁判官」でもある⁽¹⁸⁶⁾。

「パウアーマイスター」はさらに、（上級の裁判官^{II}おそらくグラーフの下で）現行犯（それも、おそらく強奪を働いた上、城塞に逃げこんだ犯人^{II}いわゆる「盜賊騎士」）の追跡に加わり⁽¹⁸⁶⁾、また、（後代の補遺にかかる条項ではあるが）、相続人による相続財産の放棄の誓約について（上級の）裁判官に代わり証人になる（同一・六八・二二など、ラント法上の）裁判権の行使にかかわる活動に従事したほか、おそらくその職責上、（上級の）裁判官の裁判集會に常時出席しなければならなかったと推定される。しかし、⁽¹⁸⁷⁾こうした職責をもつ「パウアーマイスター」がどのようにして選ばれ任命されたかについては、「ラント法」に関する限りまったく記述がなく、したがって、「パウアーマイスター」が（上述してきた）「授封された裁判官」の「家臣」であつた形跡もまったく見当たらない⁽¹⁸⁸⁾。

ところが、「レーン法」には次のような条項が存在する。「パウアーマイスター職についてのレーン、(ten to burmester) をパウアーマイスターは、彼がヘールシルト、(IIレーン能力) を欠くにもかかわらず、彼の息に相続させることができ、また、(主君に異動があつた際) それについて別の (II新しい、ないし、上級) 主君に対して授封、更新を請求することができ(る) (レーン法七七)。この条項がひきつづき述べるところによれば、パウアーマイスターは、このレーンを又授封することができず、また、ヘールシルト (IIレーン能力) について欠けるところのない者に対して判決を發見し証人になることができないなど、(ヘールシルトを欠く以上むしろ当然の) 制約を受ける。しかし、この条項に拠るかぎり、パウアーマイスターは自ら「パウアーマイスター職」をレーンとして授封されるだけでなく、(封) 相続人^{II}息がいかぎり) それを自分の家系で (代々) 「世襲」できるし、また、⁽¹⁸⁹⁾こうした地位は主君に異動があつても (事実上) 動かない、⁽¹⁸⁹⁾ということになる。

ザクセンシュペーゲル・「レーン法」に見られる「パウアーマイスター(職)」に関する記述はこれだけである。したがって、いったい誰(「いかなる主君」)がいかなる目的でこの「パウアーマイスター職・レーン」を授封するのかがいっさい不明である。しかし、このような「パウアーマイスター(職)」像は、「ラント法」には見られないだけでなく、以上に順次述べてきた「裁判権レーン」(「ラント法上の流血裁判権」)の系列の中に位置づけることが難しい(端的に云えば、まずできそうにない)ものである。したがって、「パウアーマイスター」は、そもそもここで検討している「授封された裁判官」には含まれない可能性もないわけではないが、このレーン法七七があるので、念のためにそれに関する同書の記述をまとめておいた。⁽¹⁹⁾

(以下次号)

註

- (76) 前註(65)に訳出。
- (77) *keiser*の語は称号としても用いられているが、その場合、(われわれなら)当然*keiser*の語を用いるのであろう、と思われる場合にも*konig*の語が用いられていること、すなわち、本文で述べたことの逆は必ずしも真でない、ということに注意する必要がある。ラント法三・七・三(*den koning Vaspasianum*)、三・六三・一(*Constantin de koning*)、「序文」(*Constantin*と*Karl*(大帝)を*kerstene*(= *christliche*) *koninge*と呼ぶ)を参照。
- (77・a) クレッシェル「法の記録と法の現実」、『ゲルマン法』所収、一七五頁以下を参照されたい。
- (78) ラント法三・二、三・七・三。なお、この点については、石川「平和と法」、一六〇四―一六〇五頁をも参照されたい。
- (79) クレッシェル「二世紀における法と法概念」、『ゲルマン法』所収、四四頁、および、*Art. Gesetzgebung*, HRG. Bd. 1, Sp. 1606 ff. (v. H. KRAUSE)などを参照。

(80) ヴォルムス協約については、山田欣吾「叙任権闘争」とレガリア、『西洋中世国制研究Ⅰ、教会から国家へ』所収、を参照されたい。

(81) レーン法二〇・五。この条項については、後註(118)でさらに後述する。

(82) ラント法三・五三・三(Ⅱ王宮伯が「皇帝」に対する裁判官)については、前註(74)に引用したラント法三・五四・四(Ⅱ裁かれるのは「国王」と比較されたい)。

(83) アルミン・ヴォルフの諸論文(「主要文献略語表」に掲げたものが最も新しく、ザクセンシュビーゲルの *Teutonic* にまで立ち入って論じている)。なお、ラント法三・五七・二については、ヴォルフの新説を待つまでもなく、次のような問題が潜在しており、時には指摘されてもいた。① 国王選挙の手續について述べたこの条項が、なぜ(前述した)ラント法三・五二・一の後(あるいは、それにもっと近いところ、たとえば三・五四・二の前)にはなく、教皇が(自ら)聖別した「皇帝」を破門に処しうる三つの事由について述べた三・五七・一の後に位置しているのか。② なぜそこで(三・五二・一では「国王」と「皇帝」を手続面から峻別し、「ドイツ人が選挙する」のは「皇帝」ではなく「国王」であることを明解に説いた)アイケが *des Kaisers Kone* という表現を用いているのか。③ なぜそこでアイケはわざわざベーメン国王に選定権がないことを述べる必要があったのか、等々。一言して言えば、この条項は、アイケ自身の手に成るとするには、もともと違和感が大きすぎるのである。

(84) ラント法三・五二の二と三については、三・五二・一で(前述したように) *keiserlik (namen)* の語が用いられ、三・五二・二から三・五四・一までは「裁判権レーン」(Ⅱラント法上の裁判権の系列)が主題になっているが、その中で三・五三・一では(かつて *Königrike* の王であった「大公」と区別されて) *keiser* の語が用いられている(前述(三)・(二)を参照)。また、三・五七・二については、そこから「諸侯」に関する叙述が始まり、前記(4)で扱ったラント法三・五九・二と三・六〇・一まで続く(仮に三・五七・二が *Inepaldio* であるとすれば、それがこの箇所挿入された理由もそこにある)。

(85) 後述三・(四)を参照されたい。ここでは、問題の所在を明らかにするため、とりあえず次のことだけを指摘しておきたい。仮に、通説的な理解に従って、ザクセンシュビーゲルのテキストが現在の刊本の配列通り「ラント法」→「レーン法」の順番で書かれた、と想定してみると、同書の著者は、まず「皇帝」が(教皇と肩を並べて)キリスト教世界を守護するために神から世俗の剣を託されたことを説き(同一、ここでは *keiser* の語が三回も用いられている)、「ラント法」の末

尾にかなり近い条項(三・五二・二)で「国王(の名)」と「皇帝(の名)」を手続面から明確に区別した上で、さらに(同三・六〇・一にいたるまで)ひきつづき *Keiser* の語を用いる。ところが「レーン法」に入ると、その冒頭に近い条項(四・三)で、前に *Keiser* の語を用いたこと(= 教皇による聖別) について *Koning* の語を用い、それ以後も *Keiser* の語を用いることはまったくない。以上のようなことが果たして考えられるであろうか、というのが、ここでとりあえず私の言っておきたいことである。これに反して、もし著者が「レーン法」を先に書いたとすれば、レーン法の性格上、たとえば国王の神や教皇、あるいは、他の国王との関係が問題になることはあまりなく、著者は *Koning* と区別された意味で *Keiser* の語を用いる必要を感じなかったが、その後、「ラント法」を執筆するに及んで、その冒頭から否でも *Keiser* の語を用いざるをえなくなり、その結果、「ラント法」においてのみ *Keiser* の語が(拡大の方向での誤用まで含んで)用いられたことになった、というように理解できるであろう。なお、ここでは立ち入らないが、同じことは一・(二)で指摘した(*scopenbare*) *vi* (= 参審自由人) の用語法についても言える。

(86) ラント法三・五七・二、レーン法(四・二)(以上、いずれも *de(n) koning van Batemen*)、ラント法三・七・三、三・六三・一。なお、前註(77)で指摘しておいたように、称号としての *Koning* と *Keiser* には必ずしも明確な区別が認められない。

(87) *richter*(e) || ラント法一・三四・三、(一・五八・二)(二回)、二・二二・四、三・二六・一、三・五二・二、三・五五・一、(後出三・六〇・二)、三・七八・一、三・七八・二、レーン法六九・八、*gerichte* || ラント法三・六〇・二、レーン法七一・二、七一・三、*richten* || ラント法二・二五・二、三・三三・五、(前出三・七八・一)、(三・八八・一)、*vor den (odeme) koning(e)* || ラント法二・二四(二回)、二・二二・一、三・三三・一、三・三三・二、三・六〇・三(三回)(前出三・六〇・二)を承けたものであり、条項中に *vor ene* (= *den koning*) の表現もある、レーン法六九・八。ほかにラント法三・八一・一には *scopen* の語がある(この条項についてはさらに後述する)。因みに、以上に数えたものは一九(二二)条項中の二二(二五)箇所になる。

(88) 前註(58)に掲げた四条項中の四箇所。なお、「国王(ないしライヒ)の「アハト」は、「裁判官」(具体的にはグラーフ)が国王の前でその「地方的追放」を立証した場合に科せられる(ラント法一・七一、三・三四・一参照)が、そのもとになる「地方的追放」は、犯罪のゆえに訴えられて(三回目)の裁判期日に出頭しない者(ラント法一・六七・一)および現行犯から逃亡した者(同・七〇・三)に科せられる。なお、「ライヒの「アハト」はこのほか、「宣誓される(あるいは、された)平和」

の期間内に剣以外の武器を携行して捕えられた者に対しても（おそらく、いきなり）科せられる（ラント法二・七一・二二）。ただし、この「宣誓される（ないし、された）」とは、ある（ラント）平和令にもとづく「平和の宣誓」のことと解され（石川「平和と法」、一六一〇～一六一一頁を参照）、この条項はもともと時限的な平和令の通用期間内に限った特別法であった、と考えられる。

(89) ラント法三・六四・五II「国王の罰令権は、国王自身のほか、なんびとも（これを）授与してはならない。国王は、適法には（II法の定める手続によれば）、裁判権が（すでに）封与されている者に対し、罰令権を授与することを拒むことをえない。罰令権を人（II国王）は臣従礼なしに授与する」、および、石川「補論」、四九八頁以下を参照されたい。

(90) ラント法一・二・二二、一・二二・一、一・五九・一（四回）、（同上）、（一・五九・二）、一・六三・二、一・六七・一、二・一二・三（二回）、二・一二・六、二・一二・三三、二・六一・二（三回）、三・一八・二、三・六四・四（二回）、三・六四・五（三回）、三・六四・六、三・六四・九、三・六九・一、三・七〇・一、三・八一・一。以上、一七（一八）条項中の二五（二七）箇所。

(91) いずれもラント法二・六一・二。

(92) ラント法一・五九・一II「あらゆる種類の訴えおよびすべての犯罪を、（裁判権を授封された）裁判官は、彼の裁判管区内で（あれば）どこであれ彼の居るところで裁くことができる。ただし、人がアイゲンについて訴え（IIアイゲンを訴求し）、もしくは、ある参審自由人に対して（IIを相手とって）犯罪について訴える場合は除く。これ（らの事案）について裁判官は、正規（II定例）の裁判集会の場所、しかも国王の罰令権の下でなければ、裁くことをえない」。この条項については、石川「裁判権」、四九九～五〇〇頁、および、「法の生成」9、をも参照されたい。

(93) 因みに、以上に数えたものは四〇（四三）条項・五一（五六）箇所になる。

(94) この条項については、石川「補論」、四五五頁以下、および、「裁判（権）」、註（156）を参照されたい。

(95) ラント法三・七八・一II「国王およびいづれの裁判官も、彼のいづれの家臣および親族の首に関して、また手に関して、また相続財産（IIアイゲン）に関して裁くことができる、そしてそれによつて彼の *luwe* に反して行動することにならない」。

(96) ラント法三・七八・二II「家臣はまた彼の国王および彼の裁判官に対し（その）*unrecht*（次註（97）を参照）について抵抗することができ、あらゆる仕方（その *unrecht* を）防ぐのを助ける（IIそれに手を貸す）ことさえできる、たとえ彼（II国王

または裁判官)が彼(≡自分)の親族または彼(≡自分)の主君であつても、そしてそれによつて彼の Ewe に反して行動することにならぬ」。

(97) の点については、KROESCHEL, *Lehnrecht u. Verfassung*, S. 24 (和田訳、一二三頁下段)をも参照されたい。なお、FEHR, *Staatsauffassung*, S. 156ff. は、(通説に従ひ)ザクセンシュペーゲルにおける「抵抗権」を広く解し、その論拠の一つにラント法三・五三・三「人はまたいかなる裁判権(裁判管区)をも分割してはならず、またその全部または一部を(又)授封してはならない、(これは)それ(≡裁判権・裁判管区)が授与されている者(の)ことであり、けだしそれ(≡分割や又授封)によつてそれ(≡裁判権・裁判管区)によつて voege が生じ、それ(≡voege)をラント民(≡裁判管区民)が堪え忍ばなければならなくなるからである、ただしある旗レーンに属する特別な(≡裁判管区として特定された)グラーフシャフトはこの限りでなく、これを人(≡諸侯)は(又)授封せず」に手許においてはならない」を挙げる。この件についてフェールは、「裁判権所持者がこの規範を犯すならば、裁判権に服する者はそれ(≡この規範)を守るに及ばない。(この場合)裁判官の命令は不法な命令になるのであつて、leiden sollen という鋭い(scharf) (あるいは、激しい)表現は、おそらく、ラント民が(裁判権の)分割と又授封に対して抵抗することが許される、ということを示唆している。それどころか、sollen(≡sollen)の語は抵抗の義務(の存在)さえ推論させてくれる」(S. 158)、と言ふ。しかし、この読み方はいかにも無理であり、中世における「抵抗権」の存在を前提し、(少なくとも無意識のうちに)史料の中にそうした「先入観」を読みこもうとする傾向が典型的に見られるので、以下、こうした読み方が無理なゆえんを少し丁寧に論じておきたい。

④ まず、この条項の voege とは何を意味するのか、という問題。フェールもそう解釈しているように、この語が「レーンの承継」に関しては特に「主君に異動があつた場合の家臣の授封更新請求権」というテクニカルな意味をもつことは、改めて指摘するまでもあるまい(たとえば、レーン法一・二、二・一二、五・一、二六・七、五六・一、五七・四、五八・一、五九・三、六八・六、七一・六、七一・七、七一・一四、七五・二)。しかし、このことは「レーン法」における(大多数の)この語の用法について言えることであつて、「ラント法」においても一箇所、この三・五三・三とともに voege の語が「レーンの承継」について用いられている一・五六(≡「ゴークラーフ職には適法には(Hilt rechte) (≡法の定める手続に従えば)len もまたレーンの voege も存在しない。けだし、彼等(≡ラント民)がゴークラーフを突然の(現行犯)事件毎に選ぶか、あるいは、定められた期間について(≡あらかじめ任期を定めて)(選ぶ)かは、ラント民の自由な選択に委ねられているからである」)

では、*soverain*の語は、(必ずしも)そうしたテクニカルな意味で用いられているのではなく、ゴッグラーフ職についてすべてのラント法の裁判官はほんらい選挙されるべきものという原則(ラント法一・五五・一、石川「裁判権」、註(22)・(10)を参照)を貫いた上で、ゴッグラーフ職は、突発した事件毎に選ばれるかあらかじめ任期を定めて選ばれるかはともかく、いずれにせよラント民によって選挙されるべきものだから、それをレーンとして(又)授封したり承継したりして、ラント民の選挙権(ないし自由選択権)を奪つてはならないという文脈の中に現れてくる。この場合、グララーフがゴッグラーフ職を授封すれば、ゴッグラーフはその承継について「授封更新請求権」のみならず「相続権」をもつことになり、しかもこの二つの権利はラント民の選挙権(ないし自由選択権)を奪う点では同じであり、あるいは、ラント民にとつては(ゴッグラーフ(の主君が変わるだけで、彼自身)は変わらない「授封更新請求」の場合より、ゴッグラーフ自身が新たに任に即く)「相続」の場合の方が、その点ではむしろより深刻な問題であることに注意しなければならぬ。(その意味で、一・五六についての後代の補足)しかるに、ある主君がそれ(ゴッグラーフ職を(レーンとして)封与するならば、彼(主君であるグララーフ)はそれをもとに(あるいは、それについて)(ゴッグラーフ職を授封された)彼の家臣およびその子たちに対して、レーン法(上の義務)を履行(家臣については、特に主君交替の際に授封更新、その子たちについては、特に父の死亡の際に授封)すべきである、ラント民がそれを彼等両者(家臣とその子たち)に対し彼等の適法な(ないし法定の)選挙をもって破らない限り)は事態の正確な把握にもとづいたものと評価できる。なお、一三世紀後半のテキストにおけるゴッグラーフ職の「封建化」については、二・(一六)・(6)で改めて後述する)。以上によって、ラント法三・五三・三の論旨も、(主として)グララーフがその裁判権の全部または(それを分割して、その)一部をゴッグラーフに(又)授封することを禁じたものであり、その理由として挙げられている「それによってそれについて*voege*が生じる」というのも、具体的には、単にレーンについての「授封更新請求権」が生じる、というだけでなく、むしろ「相続権」をも含む「レーンの承継」が生じることに力点があり、それによってラント民によるゴッグラーフの選挙権(ないし、自由選択権)が奪われてはならない、という趣旨に理解されるであろう。

② *hiden soelen* (= *leiden soelen*) という表現は(ゴッグラーフ職の授封や承継に対する)「抵抗権」(あるいは「抵抗の義務」)の存在をうかがわせるほど「鋭い(ないし、激しい)表現か、という問題。④ *hiden* (= *leiden*)の語は、このほかに、ラント法一・四七・二、三・九・五、三・七〇・二、レーン法一・二、六五・七などにも現れるが、その目的語は「不利益」、「罰」、「部族・民族を異にする者の」判決、「レーン能力を欠く者の」証言、「差押」であり、*hiden*はそれを「受ける」、「蒙る」

「甘受する」、「受忍する」などの意味であつて、それ以上の(たとえば「惱み苦しむ」といった)「強い」(あるいは、「激しい」)意味にはならない。③これらのうち、レーン法六五・七で「賃租支払義務者 (*inssolde*) (＝小作人) は主人 (＝領主) のために、自分が主人 (＝領主) に対して毎年支払う義務がある額以上は、差押を *iden* すべきではない (＝受けてはならない)」とされているのと同じことが、ラント法一・五四・一では、「いかなる小作人 (*unsmann*) も自分の主人 (＝領主) のために、自分が毎年支払うべき賃租 (の額) 以上に、*uiden* すべきではない」と言われており、この場合、*iden* と *uiden* の語がまったく同義に用いられていることが判る。④ *uiden* 語は、このほかにも、ラント法一・三二・一、三・六四・五、レーン法六〇・一、六〇・二などでも用いられている。*uiden* (＝忍ぶ、甘受する、認容する) の語には、もともと「悩む、苦しむ」などの意味はないが、これらの箇所では、*uiden* の語はいずれも助動詞 (*soelen* ではなく) *dorven* (＝*dirfen*) とともに用いられており、「忍び (うる)」、「認容し (うる)」という語義がいちだんと明確に表に出ている。⑤ これら四つの用例は、もともと「ドイツ語第二版」における補足に属し、(当面問題のラント法三・五三・三と同旨の) 三・六四・五を暫く措くと、実質的には次のことを述べている。「後見人である夫の同意なしに妻が行ったその財産の譲渡を法 (の定め) によつて (＝よるものとして) 夫が忍び (ないし、認容する)」、「家臣が城塞・都市・裁判権・家臣の所領に対する勤務 (の賦課) を臣従礼なしに賃料と引きかえに貸し出す (そして、それらを (レーンではなく) 賃租賦課地 (＝小作地) であると主張する) ことを主君が忍ぶ (ないし、認容する)」、「賃借人 (ないし、小作人) が (禁を犯して) 水車場・造幣所・あらゆる種類の税関とフーフエ (＝耕地) を賃租とひきかえに又貸することを人 (＝領主) が法 (の定め) によつて (＝よるものとして) 忍ぶ (ないし、認容する)」。これらの用例は、いずれも「家臣や親族」の「抵抗権」とはまったく関係なく、しかも容易に「裁判」によつて解決しうるケースである。したがつて、これらの場合、*uiden* (*dorven*) の語を含む文章は、ただ「それ (＝そこで述べられている事態) は (夫、主君、領主などの) 権利者による受認の限度を (はるかに) 超えた違法性の強いものである」ということを述べたものであり、「抵抗権」の承認とはまったく関係がない。⑥ 以上のように見てくると、ラント法三・五三・三および (それと同旨の) 三・六四・五の関係箇所 (＝あるグラーフが彼のグラーフシャフトの一部を、あるいはあるフオークトが彼のフオータイの (一部) を、(レーンとして) 対与するならば、それは法 (の定め、あるいは、法の定める手続) に反する、*wedert recht*)。 (それを) 授封された者は、それ (＝グラーフシャフトないしフオークタイの一部) に対して、人 (＝ラント民) が彼についてそれを忍ぶ、うるような、いかなる国王の罰令権をもつことをえない) も、「抵抗権」とはまったく関係がなく、単に裁判権 (＝裁判管区)

の分割・又授封の違法性を（強く）説いたものと解するのが妥当、ということが判るだろう。因みに、これらのケースにおいても、違法な分割・又授封を行った裁判官を待っているのは、「ラント民による抵抗権の行使」ではなく、「上級裁判権者による裁判」なのである（そうでなければ、後述する二三世後半（のテキスト）に見られるゴークラーフ（シャフト）の「封建化」はいかにして可能であったか、説明がつかないことになるだろう）。

- (98) *unrecht* の語はザクセンシュピールにおいて、*recht* をその一部に含む成語の中では（九一〔九九〕条項中の二二二〔二二一〕箇所に現れる）*lenecht* の語に次いで多く、「序詞—詩節形の—」の二二〔二〕箇所、「序詩—対韻句形—」の七箇所、「序言」の一箇所、「ラント法」の二一〔二三〕条項中の二四〔二六〕箇所、「レーン法」の一九条項中の二六箇所、都合四二〔四五〕条項中の五八〔六二〕箇所で用いられている。これらのうち名詞と目されるのは、「序詩—対韻句形—」の四箇所、「序言」の一箇所、「ラント法」の二二〔二四〕（ないし二三〔二五〕）箇所、「レーン法」の九（ないし一四）箇所、都合二六〔二八〕（ないし三一〔三四〕）箇所のそれである。この名詞の *unrecht* について最も目につくのは、「ラント法」の七〔八〕箇所、「レーン法」の七箇所、都合一四〔一五〕箇所に現れる *mit unrechte* という定型的表現であるが、これは詮じつめるといづれも「適法な（ないし、法廷の）手続によらないで」あるいは「適法な（ないし、法廷の）手続に反したやり方ないし手段で」という意味で用いられている。*unrecht* の語が「不法（一般）」を意味する場合は、問題のラント法三・七八・二を除き、「序詩—対韻句形の—」の四箇所、「ラント法」の二箇所、「レーン法」（末尾）の二箇所、都合八箇所に見られ、それが具体的に何を意味するかをテキストそのものから確定することは難しいが、名詞の *recht* の語が圧倒的に手続（法）的含意をもっていることを考えると、「不法（一般）」を意味する *unrecht* の語も手続法的含意を抜きにして理解することはできないであろう。（なお、*unrecht* @ *dan* など、*unrecht* の語が名詞か形容詞ないし副詞か判然としない場合についても、同じことが言える）。また、ザクセンシュピールには、「ある犯罪を裁かない裁判官はすべて、かの者（Ⅱその犯罪を犯した者）に下されるべきであったのと同じ刑罰をもって責を問われる」（ラント法二・一三・八。石川「裁判権」、二〇頁を参照）という明確な規定がある。

- (99) ラント法三・七八・五Ⅱ「いずれの者（あるいは、家臣）も、彼の主君・親族・家臣および彼の友人の（有する）都市・城塞・土地（Ⅱアイゲンやレーン）および生命を、それらを暴力をもつて襲う、主君・親族および家臣に対して守るのを助けることができるし、また彼等を相手に戦うこともでき、（それによって）彼の *Uwe* に反して行動する（あるいは、した）こと」に

はならない、彼自身が彼等自身の持物 (Habe) を奪わない限り」、三・七八・六¹¹「また正當防衛においてある家臣がその主君を傷つけ、あるいは、彼 (主君) が彼 (家臣) を殺害 (故殺) し、あるいは、(逆に) 主君が家臣を (そうしても)、彼 (相手方) に対する正當防衛が適法に (法の定める手続に従って) 立証されるならば、彼 (正當防衛を行った家臣) または主君は彼の Hufe に反して行動する (あるいは、した) ことにならない」。

(100) 前註 (19)、および、それに対応する本文で述べたように、レーン法七六・六においては、フェエデそのものは違法とされていないが、主従関係が解消されないうちにフェエデの準備に入ることは違法とされている、つまりフェエデが容認ないし「黙認」されているのは、主従関係のない場合に限ってである、ということにも注意されたい。なお、ザクセンシュビーゲルが当時の平和令のテキストを利用したことは早くから知られているが、その際、著者アイケは、①平和令が特定の期間に限って誓約されていること (つまりその時限性) を示唆する箇所をすべて取り除き、②平和令においてはなお(原則的に) 許容されているフェエデの存在について沈黙している。ザクセンシュビーゲルに引用された平和令の規定は、それによって、「一般的にまた常時通用する法の構成要素」という性格を強く帯びることになる (この点については、クレッシェル「法の記録と法の現実」、『ゲルマン法』所収、一七六—一七七頁を参照されたい)。このように強い「平和」への志向をもつザクセンシュビーゲルが、国王や裁判官の「不法」に対して (実力行使を伴う) 「抵抗権」を認めることは、そもそもきわめて考え難いところであるが、念のため、まず名詞形の *unrecht* の語 (特に *mit unrechte* の表現) を手がかりに調べてみると、裁判官 (および国王) が「不法」(なことを) を行う具体的なケースとして現れるのは、唯一つ、(アイゲンの譲渡は、相続人の承諾をえて正規裁判集会において行えば法的効果をもち、裁判官の許可は不要なのに) 裁判官がアイゲンの譲渡を *mit unrechte* (不法に) 法(定の手続)に反して) 妨げる場合だけである。この場合、アイゲンの譲渡を妨げられた者は、「国王がザクセンの地にやつてくる (あるいは、やつてきた) とき、彼 (国王) の前で (裁判官に代わって) 国王が主宰する裁判集会で) それ (アイゲンを) 譲渡することができる、恰も彼 (譲渡人) が裁判官の前でそうすべきであったように」(ラント法一・三四・三。なお、この条項には、*mit unrechte* とまったく同じ意味で *to unrechte* という表現も用いられているが、後者はこの箇所以外には出てこない)。¹² *weder* (= *wider*) *recht* とどう表現が、「ラント法」の五(六)箇所、「レーン法」の三箇所、都合八(九)箇所¹³ で用いられ、(mit *unrechte* と同じく)「法定手続違反」の含意が強いが、この表現を手がかりに調べてみても、唯一つ裁判官が「不法」(ないし「違法」)を行うケースとして出てくるのは、(裁判官はたとえそれ以前に知らなかったとしても、ある人が

シュルトハイス・フローンボーテ・参審員を証人として立証したときには、彼等（＝証人）の証言の真実性については自らも証人とならなければならないのに）裁判官が *wider recht*（不法ないし違法に＝右の法定手続に反して）証人になることを拒む場合である。この場合、「かの者（＝裁判所による証明を行うべき者）はそれにもかかわらず彼の *recht*（具体的には、裁判所による証明）について欠けるところがない」（ラント法一・二二・二）。さらに、裁判官による「裁判拒絶」という形での「不法」については、前註（98）の末尾に引用したラント法一・一三・八が、ひきつづき次のように述べている。「この（裁判を拒絶した）裁判官の裁判集会にはなんびとも参集する義務がなく、また彼（＝裁判官）自身が法を拒んでいる限り、（なんびとも）彼のために *rechtes to plegen*（法を培う＝裁判に協力する）義務もない」。要するに裁判官の *unrecht* に対してアクティヴな実力による抵抗を認めている条項は一つもないのである。

(101) ラント法一・二六・四、三・六〇・二、一・三五・一。なお、「レガリア」の概念については、Art. Regalien, HRG. Bd. 4, Sp. 472ff. (v. W. WEGENER) を参照。

(102) 「国王の（日々の）平和」、および、「（裁判官としての）国王が付与する平和」については、ラント法二・六六・一、三・二、三・七・三、三・三四・一（なお、石川「平和と法」、一六〇四頁以下、一六〇六頁以下をも参照されたい）、「国王の道路」については、ラント法一・六三・一、二・五九・三、二・六六・一を参照。

(103) ラント法三・六〇・二では、「国王がライヒの中でいづれの都市にやってくるまで、铸貨（あるいは造幣所）および関税（あるいは税関）（の権利）は彼にとって自由になり（＝彼の手許に戻り）、また彼（＝国王）がいづれの地にやってくるまで、裁判権は彼にとって自由になる（＝彼の手許に戻る）」、と言う。つまり、（それによって、国王が各地を巡回する場合、彼は裁判と同時に（少なくともレガリアに関する）「行政」（的な仕事）をも処理していることが判る。ただし、このことが言えるのは、「都市」については、（都市一般ではなく）いわゆる「帝国」（＝国王直属の）都市に限られるであろう。

(104) 前註（63）、および、それに対応する本文を参照されたい。

(105) 前註（64）、および、それに対応する本文を参照されたい。

(106) 前註（59）をも参照されたい。

(107) *voese* の語は、「諸侯主の出自」の（一）箇所、「ラント法」の一四条項中の二二箇所（一・三・二（二回）、二・四二・三、三・八（三回）、三・四五・一（二回）、三・五二・二、三・五三・一（二回）、三・五三・二、三・五五・一、三・五七・二（二

回、三・五八・一、三・五八・二(二回)、三・六〇・一(vorstanen)、三・六四・一、三・六四・二)、「レーン法」の九条項中の一五箇所(一、四・二、二〇・五(二回)、六八・八、七一・二〇(二回)、七一・二二(五回)、七一・二二、七二・一、七六・七)、都合三三(二四)条項中の三六(三七)箇所に出てくる。

(108) *vanden*の語は、「諸侯主の出自」の(一)箇所、「ラント法」の六条項中の八箇所(三・五三・一、三・五三・三(二回)、三・五八・二、三・六〇・一(二回)、三・六二・二、三・六四・二)、「レーン法」の七条項中の一一箇所(二〇・五(三回)、二二・二、六八・八、七一・三(二回)、七一・二〇、七一・二二(二回)、七一・二二(二)、都合三三(一四)条項中の一九(二〇)箇所)で用いられている。

(109) レーン法七二・二二 || 「諸侯(vorse)がライヒの諸侯と呼ばれるゆえんは、彼がそれによって諸侯であろうとする(あるいは、諸侯であると主張する)彼の旗レーンを、彼より先になんびとも(レーンとして)受領しては(あるいは、受領することがあっては)ならないからである。それ(旗レーン)を他の者が彼より先に受領して、その(他の)者がそれを彼に封与するのであれば、彼はそれ(旗レーン)の授封において第一の者(der vortese)ではない。それゆえに彼はこの(二)こうした)レーンによっては諸侯になることをえない。また旗レーンを受領し諸侯である者は誰しも、国王のほかに彼にかなる俗人をも主君に戴いてはならない」。ラント法三・五八・一 || 「ライヒの諸侯は、国王のほか、いかなる俗人をも主君に戴いてはならない」。三・五八・二 || 「いかなる旗レーンも、彼(諸侯)がそれを国王から(直接に)受領しない限り、それをもとにその家臣(旗レーンの受封者)が「ライヒの」諸侯になることをえない」。

(110) 前出(一)(二)で述べたように、ザクセンシュピエゲルでシルトが下がるとされている(その意味で、禁じられている)のは、ヘールシルト制の上で自分と同格(以下)の者の家臣になることである。家臣はヘールシルト制の上で必ずしも自分のすぐ上に位置する者だけを主君に戴く必要はなく、それよりも上位の者を主君に戴くことも可能なのであって、現に「レーン法」(二二・二)には次のような条項がある。「(父と同等出生身分の)息(直前の二二・一を参照)が(父の死により)父に代わって(父の主君の)家臣になろうとしない場合、(たとえ新しい主君が「諸侯」——さらにその前の二〇・五を参照——や「国王」であっても)、それ(二)その主従関係)によって彼のシルトが高められることはない。家臣のシルトを高めるのは旗、レーン、だけであり、それが彼に(国王から直接に)封与された場合(に限られる)」。

(111) 前註(59)を参照されたい。

(112) もちろん、前註(109)に訳出した「定義」的説明を注意深く読めば、レーン法七一・二二には「彼がそれによつて、諸侯であろうとする旗、レーン」、ラント法三・五八・二には「それ(＝旗レーン)をもとに、家臣が諸侯になる」という表現があることに気づくはずである。また、前註(110)に引用したレーン法二一・二は、いささか難解な条項ではあるが、そこでも同じ趣旨のことが言われている、と理解することができる。

(113) ラント法三・六〇・一を参照されたい。

(114) ザクセンシュピエーゲルのテキストからは、「旗レーン」の場合をも含めて(前述したように、分割・又授封を禁じられている)「裁判権レーン」＝ラント法上の「裁判権」・「裁判管区」とその中に(あり)授封の対象となる(「ライヒの所領」をも含めた)「所領」との関係は、(諸侯がアイゲンをもっているかどうかという問題とともに)判然としない。したがって、(一般に言われているように)、諸侯は自分のアイゲンを國王に譲渡しそれに「ライヒの所領」を加えた上で改めてレーンとして授封されたということについては、ザクセンシュピエーゲルのテキストには——家臣からアイゲンの譲渡を受けた主君がそれを法的に有効にレーンとして授封するためには一年と一日(以上)それを授封せずに自らの手許におく(＝アイゲンとして占有・支配することが必要であるとするラント法一・三四・二を除けば——何の手がかりもない。

(115) レーン法七一・二二「誰であれ *gerichte* をレーンとして受領する(あるいは、した)場合、それ(＝*gerichte*)は、國王から下つて、第四の手へ渡つてはならない。ただしシュルトハイス職は除く、いかなるグラーフも(裁判権を)授封されたシュルトハイスなしには裁判集会を開くことをえないからである。同七一・三二「また、なんびとも彼に封与された *gerichte* を封与(＝又授封)することをえない。ただし、グラーフシャフト(＝グラーフ職およびその裁判管区)が辺境領や旗レーンに属しているように、特別な(＝あらかじめそれとして特定された) *gerichte* (裁判権・裁判管区)はその限りでなく、それを彼は封与(＝又授封)することができるし、それどころかそれを適法には(＝法の定める手続に従えば)一年をこえて(授封せずに)手許に置くことをえない。同じように國王は旗、レーンを(一年以上授封せずに手許に置くことを)えない」。

(116) なお、「裁判管区」としての *gerichte* については、石川「裁判(権)」、八―九頁を参照されたい。

(117) 前註(59) および(68)を参照

(118) 以上は、ザクセンシュピエーゲルのテキストに従つて、主として「旗レーン」を授封される世俗の譲渡について述べたものである(なお、ラント法三・六〇・一(＝「皇帝は、すべての教会教侯のレーン (*alle geistliche vorstent*) を笏をもって封与し、す

べての世俗の旗レーン (al weltliche vanten) を旗をもって封与する」において、「世俗の旗レーン」が「教会諸侯のレーン」(逐語訳すれば「教会の諸侯レーン」)と対比されており、「旗レーン」が「世俗諸侯のレーン」(あるいは、「世俗の諸侯レーン」)であることは明かであろう。しかし、以上に述べたこと (Fiskusnehmer ≡ 諸侯領・諸侯権の本質は(ラント法上の)裁判権・裁判管区にあるということ) は、(基本的には) 教会の諸侯についても同じように言えるであろう。この点については、レーン法二〇・五(「司教領(Bischofsgut)と旗レーン」を国王はそっくり封与すべきであって、(それを) 分割してはならない)を参照されたい。そこでは、「司教領」が「旗レーン」と並置されているが、「司教」の語は「レーン法」では、(前註(10)に引用したレーン法一をラント法一・三・二と比較すれば明らかなように)、修道院長・修道尼院長を含む「教会諸侯」の意味で用いられていることがある。なお、「旗レーン」の語が教会諸侯に授封された「諸侯レーン」を含む場合もありうることにについては、後註(130)を参照されたい。

(119) レーン法七一の二と三は前註(115)に訳出。ラント法三・五三・三は、前註(97)に訳出したように、「人はまたいかな裁判権(・裁判管区)をも分割してはならず、またその全部または一部を(又)授封してはならない、(中略)、ただしある旗レーンに属する特別な(≡裁判管区として特定された)グラーフシャフトはこの限りでなく、これを人(≡諸侯)は(又)授封せずに、手許に置いてはならない」と述べたのち、「同じように、国王はいかなる旗レーンをも(諸侯に授封せずに手許に置いては)ならない、彼(≡国王)がそれを一年と一日以内に封与するのでない限り」とつづけている。

(120) 前註(119)を参照。このことは、特にザクセンシュビーゲルにおける「授封強制」の問題を関係条項のテキストに則して分析したクラウゼも、明確に指摘している(KRAUSE, *Leihzwang*, bes. S. 31ff. u. S. 76ff.)。このクラウゼ論文は、"Zugleich ein Beitrag zur Entstehung des Sachsenpiegels" という副題にも明らかなように、ザクセンシュビーゲル(・テキスト)の成立史にまで遡って同書の法文を徹底して分析したものであり、本稿三・(四)で検討する問題にとっても数々の貴重な示唆を含んでいる。ただし同論文については、次註(121)などで指摘するような問題点がないわけではない。

(121) クラウゼは、このラント法三・五三・三に関連して、「そこで言われているのは、住民が空席のままになっている裁判所によって、したがって裁判の休止によって苦しむ、ということではない」(aaO. S. 47)。「この旗レーンに関する留保の禁止は、裁判所の作業能力(の維持)のために配慮するという一般的な義務―その義務は(ゲッツによって)(裁判権の)分割を又授封の禁止の動機であると誤って推定されたものの、(この条項には)まったく明示的に述べられていないものである

一と関係する)はありえぬ」(a.a.O. S.47) として、ゲッツの見解 (W. GOEZ, Der Leihzwang. Eine Untersuchung zur Geschichte des deutschen Lehnrechtes, 1962, S. 241) によび G. DROEGE, Landrecht und Lehnrecht im hohen Mittelalter, 1969, S.63 の、「それによって追及されている目的は、ライヒの(各)部分において秩序立った裁判権を維持することである」、「国王自身も、裁判制度(あるいは、裁判所のシステム)を欠けるところのない状態に保つという、この要請に服していた」という見解、を批判している。このラント法三・五三・三で「ラント民が *Iden* する」とされているのは、「裁判権の分割および又授封」であつて「裁判権の休止」ではないこと、また、この条項が明示的には「裁判権の休止」について何も述べていないことは、クラウゼの言う通りである。それでは、クラウゼ自身は、諸侯および国王が一年(と一旦)以上(手許に戻つてきた)裁判権レーンないし旗レーンを手許に留めておくことを禁ずる規定の趣旨ないし目的がどこにある、と考へているのか。それについてクラウゼは、基本的には、次のように答へているだけである。「ザクセンシュピールゲルにおいては、アイケはこの(裁判権レーン・旗レーンの)留保禁止をこうした(帝国領邦の創出という)視点からではなく唯一つ、もっぱら国王に由来する裁判権、つまり官職(*Amte*)という視点からだけ考察している。そしてある官職には、その担い手が死亡する場合、改めて(新しい担い手が)任命されるのは自明である、と(a.a.O. S.95)。しかし、なぜある官職が空位のままに放置されてならないことが「自明」なのであろうか。その官職が休止することなく機能しなければならぬからではないのか。なお、これに関連する問題をも含め、クラウゼの(基本的にはきわめてすぐれた)研究の問題点についてはさらに後述する。

(122) Art. Pfälzgraf. HRG. Bd. 3, Sp. 1667ff. (v. H. W. STRÄTZ); bes. Art. Landgraf, HRG. Bd. 2, Sp. 1501ff. (v. E. ORTH) を参照。なお、*palenzgreve* の語はラント法三・五二・三、三・五三・一、三・五七・二、三・六四・六、レーン法四・二に、ほかに *palenze* の語がラント法三・六二・一、三・六二・二に、また、*langgreve* の語は「諸侯主の出自」、ラント法三・六四・六に、ほかに *langrevescap* の語がラント法三・六二・二に現れる。

(123) 因みに、国王に対して支払われる罰金は、一般には一〇ポンド(＝二〇〇シリング)(と家臣から主君に対して支払われる罰金と同額)にすぎないのに対して、(旗レーンを有する)諸侯だけは(その一〇倍の)一〇〇ポンド(＝二〇〇〇シリング)の罰金を支払わなければならない(ラント法三・六四・二、レーン法六八・八)。なお、諸侯自身の人命令と贖罪金が(フライエ・ヘレンや参審自由人のそれと同額の)それぞれ一八ポンド(＝三六〇シリング)および三〇シリングであることを参照された。つまり、王宮伯や地方伯に支払われる罰金は、(グラーフに支払われるそれと同じく)、参審自由人以上の者に支払わ

れる贖罪金の倍額になつてはいるが、一般に国王(および主君)に支払われる罰金の三分の一弱、さらに彼等(諸侯)自身
が国王に支払うべき罰金の三〇分の一弱にすぎないのである。

(124) ラント法二・一二・六。なお、*markgreve*の語は、「諸侯主の出自」、ラント法(一・五八・一)、二・一二・六、三・
五二・三、三・五七・二、三・六四・七、三・六五・一、レーン法四・二に、また(辺境領の意味での)*marke*の語は、ラン
ト法二・一二・四、二・二二・六(三回)、三・六二・二(三回)、レーン法七一・三に現れる。

(125) この条項中の「*bi sinen selven hulden*」の一句は、一般には、「*aus eigener Macht*」と解されており(H. Chr. HIRSCH, *Eike von
Repgow, Der Sachsenspiegel (Landrecht)*, 1936, S. 277; *Eike von Repgow, Der Sachsenspiegel*, hrsg. v. Cl. SCHOTT, 1984, S. 212 (aus
eigener Vollmacht)を参照)、われわれの「邦訳」も前者に従っているが、(少なくとも「諸侯」である)「辺境伯」が国王から
「辺境領」(およびそれに関するラント法上の裁判権)を「旗レーン」として受領していることは明らかであるから、(そもそも
*hulde*の語に「権力」の意味があるかどうかという疑問を別にしても)、辺境伯が(文字通り)「自分自身の権力にもとづいて」裁
判集会を開き裁判を行う、と解することには明らかに無理があり、この一句を正しく理解するには、次のように「国王罰
令権」(の有無)との関連を考慮に入れなくてはならない、と思われる。すなわち、前述したように、*グラーフ*はもちろん
であるが、王宮伯や地方伯などの他の(世俗)諸侯も「旗レーン」として(あるいは、それに含めて)(諸侯領に関する)ラン
ト法上の裁判権を受領するだけでなく、さらに(アイゲンの帰属および参審自由人の犯罪に関する事案を裁くために必要な)「国
王罰令権」を授与される。しかし、「辺境領」には「国王罰令権」がなく、「辺境伯」は「国王罰令権」をもたないから、
「辺境領」は(国王から「旗レーン」である「辺境領」に関する裁判権)を受領する際に国王に捧げた(*hulde*にかけて)(この場
合、*hulde*は家臣として主君に捧げる「忠誠の宣誓」であると同時に、ラント法上の裁判権の受領者としての *Amtsleid* の性格をも併せ
もつことに注意されたい)、具体的には、裁判権レーンとして受領したラント法上の裁判権だけにもとづいて「国王罰令権な
しに」裁判集会を開く(したがって、ここではアイゲンの帰属と参審自由人の犯罪に関する事案を裁くことはできない)ことにな
る。因みに、この点を正しく指摘しているのは、私の知る限り、*Art. Markgraf, HRG, Bd. 3, Sp. 317 (v. P. SCHMID)* だけであ
る。なお、すぐ後で判決非難について述べることを併せて参照されたい。

(126) 前註(115)に訳出。

(127) ラント法二・一二・六では「*辺境領*」には国王の罰令権が存在せず、その法は(一般の法と)異なっていることが、その

理由に挙げられている。しかしこの場合、裁判権レーンIIラント法上の裁判権そのものは、国王から辺境伯を経てグラーフに授封されている。したがって、こうした（辺境領内にあり、辺境伯から授封された）グラーフシャフトで起こった判決非難を直接、国王の裁判所に持ち出すべきであるとされる根拠は、「国王の罰令権」以外には考えられないであろう。

ところで、「辺境領には国王の罰令権が存在せず、（その点で）その法は（一般の法と）異なっている」のだとすれば、辺境領以外の諸侯領には「国王の罰令権」が存在することになる。しかし、この「国王の罰令権」は、裁判権レーンIIラント法上の裁判権とは異なり、諸侯を介して（諸侯から）グラーフに授与されることはなく、国王から直接にグラーフに授与される（ラント法三・六四・五）。そこで、判決非難が「国王罰令権の系列を下から上へ辿って」（最後）国王裁判所に持ち出される場合、国王罰令権が所在する（II）それをもつ裁判官ないし裁判所の系列を辿るのか、あるいは、国王罰令権が授与された系列を辿るのか、という問題が残（り）る。もちろん、前者の場合には裁判非難は、（一般の）グラーフの裁判所から諸侯の裁判所を経て国王の裁判所へ持ち出されるのに対して、後者の場合には、（一般の、つまり辺境領内にあって辺境伯から授封されたのではない）グラーフの裁判所からも直接に国王の裁判所に持ち出されることになる。

もちろん、「人がある裁判を非難する場合、人はそれをより、上級の裁判官（の裁判所）に、最後には国王の前（II裁判所）に持ち出すべきである」（ラント法二・一二・四）という条項からは、前者のように解するのが正しいと考えられるであろう。また、レーン法上の判決非難について詳説した条項（レーン法六九・六）においても、判決非難が「所領のより、上級の主君の前（II法廷）に」持ち出されることが明記されていることも、この解釈を支持するであろう。

しかし、こうした解釈では割り切れない問題が二つ残る。

①レーン法六九・六では、主君が上級主君の許に送るべき使者、その使者と下僕に供すべき酒食、下僕の人數、馬の數などについて述べたのち、「（これらの）使者たち、および判決を発見した者とそれを非難した者は、三日以内に出発すべきであり、また六週間以内、（上級主君の法廷の）判決を持ち帰らなくてはならない」と述べている。これに対して、ラント法二・一二・四では、基本的には同じことを述べたのち（厳密に言うとは、使者の人數II一人には触れておらず、使者の身分について、判決非難がグラーフシャフトの中で生じた場合には参審自由人、マルク内で生じた場合には「彼等の（生得の）法において欠けるところのない者であれば、あらゆる種類（II身分）の人々」ということが付加されているほか、下僕については単に「六人」とあるだけで、そのうち「四人は騎乗、二人は徒歩」が削除されている）、いきなり「彼等がザクセン地内において国王（の所在）

を訊ね知るや、彼等は(直ちに)宮廷に赴き、その後六週間に、判決を持ち帰らなくてはならない」とされている。因みに、判決非難の場合、(判決を発見した者と非難した者の)双方が最後まで争うと、事は(同身分者と自分とも)七人对七人の(法廷)決闘によって決せられることになるが、この判決非難をめぐる(それ)に決着をつけるための決闘を行うことができるのは、「vor deme rike」(國王裁判所において)のみである(ラント法二・一二・八)。(つまり、仮に前者の解釈を採るにしても、判決非難が諸侯の法廷で決着のつかず、最後國王裁判所にもちこまれる可能性が大きいのである)。

② 前述したように、レーン法上の(＝レーン法廷における)判決非難は、主君(の法廷) ↓ 上級主君(の法廷) ↓ 諸侯(の法廷) ↓ 國王(裁判所)と、レーン制の絆(ないし、授封の系列)を下から上へと辿ることになる(レーン法六九・六〇)。したがって、レーン法に関する事案については、辺境伯の(又)家臣たちは、当然、辺境伯のレーン法廷に判決非難をもちこむことになる。そこで、辺境伯から「グラーフシャフト」(＝ラント法上の裁判権)を授封されたグラーフ(は、すでにそのことによつて彼の家臣であるが、そのグラーフ)が、もし辺境伯から(裁判権レーン以外の、あるいは、裁判権レーンに付随した)一般のレーンを授封されているとすれば、論理的には、少なくともこの(一般の)レーンをめぐる判決非難は、辺境伯のレーン法廷に持ち出されることになる。レーン法上の判決非難が辿る系列は「國王罰令権」とは関係がないからである。しかし、そもそも同じグラーフが同じ主君(＝辺境伯)との関係において、一方ではレーン法上の判決非難を主君の法廷に持ち出し、他方ではラント法上の判決非難だけを直接國王の裁判所に持ち出す、ということが現実にはありえたのだろうか。

以上の①・②の疑問は、いずれも判決非難がグラーフ(ないし、第四シルトをもつ上級主君)から(すべて)直接國王の裁判所に持ち出されると想定すれば、自ずから氷解する(ただし、その場合、判決非難が下から順次上つていくは、ラント法にあつてはグラーフまで、レーン法にあつては上級主君までである、という、ザクセンシュピーゲルには姿を見せない準則の存在を推認せざるをえないことになる)。しかし、今のところ私は、こうした判決非難をめぐるラント法・レーン法の微妙なずれをそれとして受けとめ、そうしたずれが生じる原因も、次章三・(四)で略述するザクセンシュピーゲル成立史との関連で、現実により近いのは「レーン法」の部であり、「ラント法」の部には著者アイケの抱く理想像としての性格がより鮮明に打ち出されている、という点に求めたい。

(128) ラント法三・六四・二によれば、旗レーンをもつ諸侯が國王に支払う罰金は二〇ポンドであるが、他のすべての者が國王に支払う罰金は、一〇ポンドとされている。これに対して、大公に一〇ポンドの罰金を支払うのは、厳密に言えば、

「貴人」(edele man) (少なくとも、「フライエ・ヘレン」身分の者、おそらく「ヘールシルトをもつ(=「封建身分」に属する)者) だけであり、また、レーン法六八・八によれば、家臣が主君に対して支払うべき罰金も一〇ポンドとされている。なお、この後の点、つまり、ラント法上の罰金が(一般的には)レーン法上のそれよりも低く抑えられている点については、次の事情を考慮に入れる必要がある。すなわち、ラント法上有罪とされ身体・生命刑を科せられた者は、それを請け戻すために、裁判官に対していわゆる「換刑贖罪金」を支払わなければならないが、この「換刑贖罪金」は、具体的に言えば、「死刑」の場合には自分の「人命金」(諸侯、フライエ・ヘレン、参審自由人なら一八ポンド——ラント法三・四五・一)、「手や(や舌)の切断刑」の場合にはその半額(したがって、参審自由人以上の身分の者なら、九ポンド——ラント法一・一六・五)に当たる。また、wedenの語は、「罰金を支払う」という意味であるが、「換刑贖罪金を支払って刑罰を請け戻す」というケースについても用いられる(ほかならぬ(上記)ラント法三・六四・二の末尾に、「ただし、人(=諸侯以外の人々)が犯罪のゆえにwedenする(=換刑贖罪金を支払って死刑を請け戻す)のでない場合」という但し書きがある)。

(129) 今日では、(世俗の)「諸侯」たりうるには、国王の直臣というレーン法上の要件だけでなく、「大公類似の(あるいは、大公と同等の)地位」というラント法上の要件が必要とされるということは、学界の共通認識と言ってよいだろう(たとえば、Art. Fürst, HRG, Bd. 1, Sp. 1337ff. (v. G. THEUERKAUF)を参照されたい)。こうした見解の基礎となっているのは、E. E. SENGEL, Land- und lehnrrechtliche Grundlagen des Reichsfürstenstandes, ZRG, GA, Bd. 66 (1948)であるが、この論文においては、「大公類似の(あるいは、大公と同等の)地位」と言われるものの内容が、諸侯領内における(すべての)グラーフおよび教会守護(フオークト)の裁判権の掌握にあることが、特に鮮明に打ち出されている(Bes. S. 316ff., zusammenfassend S. 325f)。このような当時の国制(の現実)をザクセンシュビーゲルにおける「国制」(の論理構成)と比較してみると、次のことを指摘することができる。ザクセンシュビーゲルにおいては、ラント法上の裁判権(それは時に「グラーフ裁判権」、あるいは、(新しい意味での、つまり「流血裁判権」としての「高級裁判権」、と呼ばれることもある)は、繰り返し指摘しているように、「裁判権レーン」として、もともと国王から諸侯を介してグラーフへと授封される。ただ、アイゲンの帰属と参審自由人の犯罪を裁くためには、グラーフは国王から直接に「国王罰令権」の授与をうけなくてはならない。したがって、ザクセンシュビーゲルの論理構成から言えば、「諸侯」が「大公類似の(あるいは、大公と同等の)地位」を手に入れるには、その支配領域内において特に「国王罰令権」に関する国王とグラーフの直結関係を遮断することが必要であり、また、それで(ほぼ)足りる、と

いうことになる。その意味では、大公領における「国王罰令権」の存在をうかがわせる記述が見当たらないことは、単なる偶然として見過ごすことのできない重要な示唆を含む事実かもしれないのである。また、こうした問題を背景に置いて考えると、国王自身以外の者は国王罰令権を授封してはならない、という原則にひきつづき「国王は、適法には(Ⅱ法の定める手続によれば)、裁判権を(すでに)封与されている者(Ⅱ裁判官、主にグラーフ)に対し罰令権を授与するのを拒むことをえない」としていること(ラント法三・六四・五)も、国王と特に大公との関係においては、現実の力関係を示唆しているのかもしれない。

(130) そのことを最も端的に示すのは、(ほんらい世俗諸侯に旗をもつて授封されるレーンを指すはずの——前註(118)を参照) *vanden* (旗レーン)の語が(教会諸侯に授封された諸侯レーンをも含め、いわばそれをも代表して)「諸侯レーン」(一般)の意味で用いられることがある、という事実であろう。たとえば、ラント法三・五八・二、三・六四・二、レーン法六八・八、七一・二〇、七一・二二の *vanden* の語には、(多少とも)その可能性があるが、これが最もはっきりしているのは、後代の補遺にかかるものだが、「諸侯主の出目」の末尾に近い次の件であろう。「いずれかの司教がライヒ(Ⅱ国王)からザクセン^{ツェクセン}地内に旗レーンを授封され、それによつて、ヘールシルトを取得する(あるいは、した)ならば(後略)」。これを、レーン法二・六〇(「もともとレーン能力のない」ある聖職者またはある婦人が(司教・修道(尼)院長に)選挙(されたこと)によつてライヒの所領を受領し、それによつて、ヘールシルトを取得する(あるいは、した)場合(後略)」と比較されたい。

なお、*bischof* の語は「諸侯主の出目」、ラント法一・二・一(そのほかに *bischofum* の語もある)、一・三・二(二回)、(一・二六・b)、三・四二・二、三・五七・二、(同)三回、三・五九・一、三・五九・二、三・六一・三(四回)(そのほかに *erzbischof* の語が二回)、*erzbischofum* の語が一回、(三・七三・二)(二回)、レーン法一、四・二、二〇・五、六三・二で、また、*abbet* (*od. ebbede*) (= *Abt*) *u. ebbedische* (= *Abtissin*) の語は、ラント法一・三・二、三・四二・二、三・五九・一、三・五九・二、レーン法三・三・二で用いられている。

(131) このレーン法二〇・五で「司教」の語が「教会諸侯」の意味で用いられていることについては、前註(118)ですでに述べたが、教会(の所領を(一般の)「レーン」として授封する場合を考えてみると、(一般的には)複数の家臣にその一部を授封するのが通例であろう。なお、教会(所領が家臣に授封された場合)に関しては、前註(62)で述べたことをも参照されたい。

(132) この条項の末尾、*to me hogesten* を「邦訳」では「最高」と訳しているが、裁判官に支払われる罰金は(それぞれの地位に

ある裁判官」とに) 定額になっていたので、「たかだか」と改めたい。

(133) ラント法一・五九・一には、後代の補遺にかかるものだが、「一つのフ、ォ、ク、タイの中には国王の罰金権は、一つしかありえない」との文がある。

(134) ザクセンシュピীগелのヘルシルト制においては、周知のように、教会諸侯は第二シルトをもつのに対し、世俗諸侯は第三シルトをもつにすぎない(ラント法一・三・二、レーン法一)。これは「世俗諸侯が司教の家臣となつていらい」のことであるとされているが(同上)、こうしたヘルシルト制の序列は、一般に、世俗諸侯の多くが教会諸侯の家臣となつて教会守護権を授封されていた、という現実を反映したものと解されている(たとえば、Stengel, a. a. O. S. 299を参照)。このよ
うな「フ、ォ、ク、ト」については、少なくとも「グラーフ」並みの位置づけがなされても不思議ではないであろう。

(135) マクデブルクの大司教座にはナウムゲルク、メルゼブルク、マイセン、ブラデンブルク、ハーフエルベルクの五司教座が、ブレーメンの大司教座にはリューベック、シユヴェリン、ラッツェブルクの三司教座が下属している。

(136) マインツの大司教座にはハルフェルシュタト、ヒルデスハイム、フェルデン、パーデンボルの四司教座が、ケルンの大司教座には、オスナブリュック、ミンデン、ミュンスターの三司教座が下属している。

(137) ザクセンシュピীগелに修道(尼)院長に関する具体的叙述が欠けていることは、もちろん、当時ザクセンの地に「教会教
候」としての(あるいは、帝国直属の)修道(尼)院長がいなかった、という推定を支持する方向に働くであろう。

(138) ラント法三・五二・一、三・五四・二、三・五四・三、三・五四・四、三・五七・二、レーン法四・二、四・三。

(139) 「諸侯的国制」については、山田欣吾「十二・十三世紀のドイツ国家——諸侯制的国制への発展——」、『西洋中世国制史の研究Ⅱ、国家そして社会』所収、を参照されたい。ただし、本文で述べたことに関連して、誤解のないように、二つのこと
をお断りしておきたい。

① 本稿で分析しているのは、あくまでもザクセンシュピীগелに見られる「国制」像(つまり、著者アイケが当時の国制を
どのように叙述しているか、ということ)にすぎず、それがそのまま当時の(現実の)国制であるとは(限ら)ない(ただし、当
時の国制を「諸侯(制)的」と見ようとする者は、同書の叙述を援用するわけにはいかない)。② それに関連してもう一つ言つてお
きたいのは、(現実の国制史に則して言えば)、少なくとも一八〇年前後における国制の変革、特に「(新)帝国諸侯身分」の
成立は、むしろ王権のイニシヤティヴにもとづくものであり——たとえばシュテンゲルは、ミッターイス説を批判して、「私

にはすべてのことが、その点についても一八〇年の勝利者であった皇帝に主導権を帰さざるをえない、ということを支持しているように思われる」と述べている (a. a. O. S. 300) ——、また、ザクセンシュピーゲルの記述はなお (基本的には) そうした政治的意図・路線を継承・反映したものである (a. a. O. S. 289)」、ということである (つまり、たとえばミッターイス説に従い、一八〇年前後の時点ですでに「諸侯制」的国制) が成立した、と主張しようとする者は、先に (前註 (12)) で述べたクラウゼの「授封強制」説批判だけでなく、シュテンゲルのこうした見解とも、対決しそれを克服しなければならぬであろう)。

(140) クラウゼは、前註 (12) で紹介した箇所よりも少し後のところで、「当時における官職の授与は、狭義におけるライヒの所領とは分離された「特別財産」(Sondervermögen)と見なされており、これ(「特別財産」ないし、そうした考え方)が官職(そのもの)と不可分に結合されていた」(Lehewang, S. 95)とした上で、「このことは、政治的組織(「国制」は Status indelibilis (抹消しえない、ないし、不可欠の身分、ないし、状況)によって規定(「左右」されるという、当時の例の保守的思考と合致したイメージ)について一つの洞察をもたらす。こうした(抹消しえない身分という)資質は、テオドア・マイヤー (Th. MAYER, Fürsten und Staat, 1950, S. 23/ u. S. 24) が明らかにしように、特に、教会および世俗の帝国諸侯が具えていた。ただし彼等は *membra imperii* と見なされており、すなわち、彼等はライヒと言う身体を構成する四肢であって、手放すことのできないその本質的構成要因となっているからである」)と述べている (S. 96)。クラウゼは、さらに、「裁判所は裁判官と裁判共同体 (Gerichtsgemeinde) (「裁判管区民」) によって構成される」(したがって) 「グラーフ裁判所はゲノッセンシャフト的団体である」(a. a. O.) とした上で、ザクセンシュピーゲルにおける(裁判権の) 留保禁止は: …… ラント法の諸原則から、つまり、国王に由来する裁判権の官職的性格から、それに、ゲノッセンシャフト的団体のもの、とりわけ *membra imperii* であった帝国諸侯層(ないし、諸侯領) のもの (Status indelibilis (不可欠の身分・要因という資質) から説明される (べきである) (a. a. O. S. 96f.)) と述べている。

この見解は、まかり間違っていると、せっかくの(諸侯主導による)「授封強制」説に対する批判を台なしにしかねない契機さえ含んでいるが、クラウゼ自身も認めるように、「ザクセンシュピーゲルには、もちろん(ラント法上の裁判権の) 留保禁止との関連で、こうした(帝国諸侯は *membra imperii* であり、政治的組織は Status indelibilis によって規定されるといった) 概念は(明示的に) 述べられてはいない」(a. a. O. S. 96) したがってこの件は、「ザクセンシュピーゲルのある箇所の意味について陳述しなければならぬ場合でさえ、それをアイケの法原則と法体系をもとに解釈する代わりに、手軽にそれを *commis*

opinio (通説) になつてゐる現代の研究成果をもとに解釈する傾向がある」(a. a. O. S. 85) という彼自身の (私見によれば、ザクセンシュピエゲルの解説のために最も基本的で最も射た批判の対象になりかねないであろう)。

それだけではない。右の引用においてクラウゼは、ザクセンシュピエゲルにおける「ラント法の諸原則」を、具体的には「国王に由来する裁判権の官職的性格」および「ゲノッセンシャフトの団体のもつ Status indelictus (不可欠な(国制)要因としての性格)」の両者と等置しているが、このうち(ラント法上の「裁判権の官職的性格」(ないし、その限界)についてはさらに後述することにして)(ラント法上の裁判所・裁判共同体のもつ)「ゲノッセンシャフト的性格」の強調については、次のような問題を指摘しなければならない。もしそれが、右に引用したすぐ上の箇所にかがわれるように、単に「グラーフの)裁判所が裁判官(＝グラーフ)と裁判共同体(＝裁判管区民、この場合は「参審自由人」)によつて構成され」、そこでの裁判は裁判共同体の参加・協力なくしては機能しない、というだけのことであれば、そうした「ゲノッセンシャフト的性格」は、「裁判権レーン」として授封されることのないラント法上の裁判権すべてに(具体的には、ゴークラーフや(国王罰令権をもたない)フォークトの裁判権、それにパウアーマイスターの裁判権にも)共通に見られるだけでなく、(もちろん一定の留保を付した上ではあるが)レーン法上の裁判権(ないし裁判所、(同一主君ないし領主に仕える)家人たちの参集する裁判(所)、(同一領主の)小作人仲間の参集する裁判(所)についても認められるものであつて、「裁判権レーン」についてだけ存在する(一年をこえる)留保(の)禁止を説明する要因とはどうも考えられない。

私はかつてドレーゲの研究(前註(四)を参照)の基本的問題点を次のように批判したことがある。「ドレーゲは……国王を頂点する公的裁判制度や流血裁判権がザクセンシュピエゲルのラント法概念の中でアイゲンと並んで枢軸的地位を占めていることをまったく理解していない。彼によれば、それらのものはむしろ——ザクセンシュピエゲルにはまったく出てこない——「国王法」という人為的概念で捉えられることになる。それらのものをラント法概念の外へ括り出してしまえば、ラント法が「ゲノッセンシャフト的」なものとなつて……るのは、むしろ当然の論理的帰結と言ふべきであらう。ドレーゲのこうした誤りないし一面的理解はすべて、ザクセンシュピエゲル自身が与えたラント法の定義を無視あるいは誤解したことにもとづいてゐる」(石川「アイゲン」、七五七―七六頁、註(25))。このドレーゲの見解とくらべると、右に紹介したクラウゼの見解は、ラント法の「原理」の枢軸に「裁判権」をすえ、しかもその性格をまず「官職的」と捉えている点ではるかにすぐれているが、それにもかかわらず、ラント法上の裁判権の「ゲノッセンシャフト的性格」を——ザクセ

ンシュペーゲルの叙述をはるかにこえて——強調しようとする点に関しては、右のドレーゲ説に対する批判がそのまま妥当すると言わなくてはならないであろう。

(141) 石川「裁判権」、七〇八頁、および、註(22)と(110)を参照されたい。

(142) このうち、「授封された裁判官」が本節での検討の対象となるわけだが、ここでは、もう一方の「生まれながらの裁判官」について一言しておきたい。石川「裁判権」、七頁では、これを「(レーン相続人として)生まれながらの……裁判官」と補足し、同上、註(22)では「裁判権レーン」については(主君に異動があった場合の)「授封更新請求権」だけでなく、(家臣が亡くなった場合の)「相続権」も認められていること(レーン法一・二二)をその根拠に挙げている。「授封された裁判官」の「封相続人」に生まれた者を「生まれながらの裁判官」に数えることは、それ自体としては間違っていないかもしれない。しかし、本稿を執筆する過程で、この見解は(少なくとも)修正を要することが判った。ラント法一・五五・一では、まず世俗の(具体的には、ラント法上の)裁判官は選挙されるのがほんらいのあり方であることを強調する。それにつづく一・五五・二と一・五六では、これを承けて、具体的にはゴークラーフが(現行犯が生じた場合にその都度選ばれるか、あらかじめ任期を定めて選ばれるか、はいずれにもせよ)選挙される(べき)ことを述べている。しかも、一・五六では、「ゴークラーフ職にはレーンもレーンの承継も存在しない」、と明記されているから、この選挙されたゴークラーフが「授封された裁判官」でないことは明白である。これらのゴークラーフに関する条項群の先頭に立つ一・五五は、右の大原則を掲げた後、(ラント法上の)裁判官になりうる者は「生まれながらの裁判官」か「授封された裁判官」に限られる、と言う。そうだとすれば、ゴークラーフは(「授封された裁判官」でない以上)「生まれながらの裁判官」でなければならぬ。しかし、「生まれながらの」という形容詞は当然「世襲」を前提とする(現にレーン法二〇・五には、「生まれながらの諸侯」という表現も出てくる——ただしこれは、(ラント法上の)裁判官としての地位ではなく、ヘールシルト制の中の「諸侯」の身分にかかわる)。「選挙」と「世襲」はどのように関係し、あるいは、折り合いがつけられるのか。

結論から言えば、(裁判管区としての)ゴークラーフシャフトにはゴークラーフになりうる「家」が複数あり、かつてゴークラーフを出したことのあるそれらの「家」に生まれた者の中からゴークラーフが選ばれる。したがって、「生まれながらの裁判官」というのも、むしろ(少なくとも主に)そうした「家」に生まれた者のことを指すのではあるまいか。私がこうした見解に行きついたのは、次の諸点をも考え合わせたからである。①後に(8)で述べるように、「レーン法」には「バ

ウアーマイスター（村長 職・レーン）なるものが登場し、これには「相続」権があるので、（事実上）ある家系に「世襲」される。②ゴークラーフシャフトは（少なくとも三つ以上の）複数の「村」から成り、そこには（世襲的に）「パウアーマイスター」を出しうるような「家」が複数あつたはずである。③パウアーマイスターは、（城塞を拠点に強盗を働く）いわゆる「盗賊騎士」の現行犯の際に追跡に加わっており（ラント法一・七一・五）、当然ゴークラーフシャフトで起きた現行犯の際にも同じ役割を果たしたと推定される。④一方、（六）で後述するように、ゴークラーフがいかなる身分に属し、あるいは、いかなる地位にある者の中から選ばれたかを考える（直接の）手がかりは、一・五五・一のほかにはまったく存在しない。これらの点を考え合わせて右のような結論に達したのである。御批判・御教示いただければ幸いです。

(143) 前註(7)を参照されたい。

(144) ラント法一・二・一。なお、以下については、石川「中世法」、五一四頁以下をも参照されたい。

(145) ラント法一・二・二―四。

(146) この条項（ラント法三・五二・二）は次のように始まる。「人（具体的には、諸侯）は、国王をアイゲンとレーンに関する、および、あらゆる者の生命に関する（最高の）裁判官に選ぶ」。これが必ずしもレーン法上の裁判権をも含むとは限らず、むしろ（少なくとも主に）ラント法上の裁判権を念頭に置いたものであることについては、三・(三)・(2)で改めて後述するが、石川「裁判権」、五五頁、註(156)をも参照されたい。

(147) 石川「中世法」、五二二頁では、この件が「それゆえ（第一の手である）彼（皇帝≡国王）は（第二の手である）諸侯にグラーフ職を、諸侯は（第三の手である）グラーフたちにはシュルトハイス職を封与する」となっているが、テキストでは「諸侯は」の箇所に *seien* の語はなく、形式上 *er* (*illegit.*) の語が主語になっているので、訳としては本文のように改める必要がある。ただし、すぐ次に述べるラント法三・五二・二（そこには「第四の手」という表現が出てくる）とのつながりから言っても、また、前節(五)で述べたように、（世俗の）諸侯に授封される「旗レーン」の中には「特別な（≡あらかじめグラーフの裁判権・裁判管区として特定された）グラーフシャフト」が含まれており、諸侯はそれを（一年以上）手許に留保してはならず、グラーフ（たち）に（又）授封しなくてはならない、とされていることから言っても、このラント法三・五二・二から国王がグラーフに対しても直接に裁判権レーンを授封するのが原則、という帰結を導き出すわけにはいかないであろう。序に付言しておく、「裁判権レーン」（一般）については、「旗レーン」や「国王罰令権」の場合とは異なり、明示

的に、国王が直接に授与する(ないし、授与しなければならぬ)としたり、あるいは、国王以外の者から受領してはならないとする規定はまったく存在しない。しかし、このように裁判権レーンは原則として国王から諸侯へ、諸侯からグラーフへと順次授封されるとしても、ザクセンシュピエゲルにおいて諸侯がラント法上の裁判権の系列の上で占めている地位が全体としてきわめて影の薄いものであることには変わりがなく、幾つかの重要な問題について(諸侯を抜きにした)国王とグラーフの間の直接的関係が認められるが、この点についてはさらに後述する。

(148) この点(特にこの場合「裁判官」を「グラーフ」と解すべきこと)については後註(151)を参照されたい。

(149) 前註(147)を参照。

(150) *Beve*の語は、「序詩—対韻句形の—」の二箇所、「諸侯主の出自」の(一)箇所、ラント法一・二・二、(一・五八・一)、「(一・五八・二) (二回)、一・七二 (三回)、二・二二、二・二二・六、三・五二・二、三・六二・一、三・六四・四、三・六四・五、三・六四・六、三・八一・一、レーン法七二・二に、また、*grafscaþ* または *gravescaþ* の語は、ラント法(一・五八・二)、二・二二・四、二・二二・六 (二回)、三・五二・三、三・五三・三、三・六二・二、三・六四・五、三・八〇・一、三・八一・一 (三回)、レーン法七二・三に現れる。

(151) *richere* の語の所出箇所については、石川「裁判(権)」、註(152) (ただし、三・五二・一は三・五二・二の誤り)、*gerichte* の語のそれについては、同上、註(3)を参照されたい。これらの箇所のうち、同じ条項でこれらの語と互換的に *beve* ないし *gravescaþ* の語が用いられている場合、「シユルトハイス」や「参審員」(*scappe*) の語が用いられ、あるいは、ゴググラーフ(シャフト)との上下(ないし「審級」)関係が認められる場合、アイゲンの讓渡や帰属にかかわる場合、国王罰令権や参審自由人の犯罪にかかわる場合、それに、*gerichte* の語が「裁判管区」を意味する場合(同上、註(41)を参照)も、(少なくとも)大部分 *richere* や *gerichte* の語がもつばら(あるいは、少なくとも主として)「グラーフ」や「グラーフシャフト」を指しているものと推定できる。

(152) これに関連して、一三世紀後半の補遺にかかる一条項は、これを次のように敷衍している。「いつであれグラーフがゴググラーフの裁判集会にやってくる(なし、きた)時には、ゴググラーフの裁判権は停止されるべきである。同じようにグラーフの(それ)も、彼のグラーフシャフトに国王がやってきて、そこで彼等双方(II国王とグラーフ)がそこに居合わせている時には(停止されるべきである)」(ラント法一・五八・二)。

(153) ラント法的一条項(三・三四・一)では、「ある裁判官が誰かを地方的追放に処し、そして彼の地方的追放をもって国王のアハトにもちこんだ場合」に、(被追放者が)このアハトおよび追放から自分を引き戻す手続(Ⅱ国王による平和の付与)が述べられているが、この条項も、本文で述べたラント法一・七一と比較すると、国王とグラーフの直接的関係にかかわるものと考えることができる。

(154) 前節(五)・(2)・②および、前註(127)で述べた判決非難の問題は、こうした脈絡で考えることもできる(し、むしろそうすべきであらう)。

(155) 前述二・(二)・(2)・(a)、および、二・(四)・(3)・(b)を参照。

(156) いわばその前提として、この条項に先行するラント法三・八〇・一は、相続人不在の場合、(ブフレークハフテと同格の)ピアゲルデが遺した三フーフエまたはそれ以下のアイゲンはシュルトハイス職に、誰からであれ三〇フーフエまたはそれ以下のアイゲンが遺されればグラーフ職に、三〇フーフエ以上のアイゲンが遺されれば国王に帰属する、という趣旨のことを述べている(石川「アイゲン」、一七頁を参照)。三・八一・一は、これを承けて、解放されて参審員となったライヒの家人に与えるべきアイゲンを「グラーフシャフトの(Ⅱグラーフ職に属する)所領」に求めうる理由を、「参審員たちから(相続人なしに)遺されたアイゲンはグラーフシャフト(Ⅱグラーフ職)に帰属している」という点に求めている。なお、相続人不在の場合にアイゲンが帰属する先に(も)「諸侯」が姿を見せないことに注意されたい。また、ザクセンシュピールに明示的にアイゲンの持主として登場してくるのは、(家人が「内部アイゲン」をもつ場合を除くと)、参審自由人とブフレークハフテ(および、それと同格のピアゲルデ)の両身分に限られ、諸侯(およびフライエ・ヘレン)についてはその点に關する記述が見当たらない(この点については、石川「アイゲン」一一頁以下をも参照されたい)。

(157) なお、二・(四)・(3)・(a)で前述したように、国王は「レガリア」に關する権利をもっているが、それについても次のような叙述がある。「国王がライヒの中でいづれの都市にやってきて、そこで鑄貨および関税(の権利)は彼にとつて自由になる(Ⅱ彼の手許に戻る)」(ラント法三・六〇・二——前註(103)にも引用)。また、市場や造幣所を設けるためには、(それが所在する裁判管区の)裁判官の同意が必要であるが、国王は自らの同意を証明するためにそこへ手袋を送る(同二・二六・四)。ただし、この「レガリア」にかかわる事例は「国王が都市にやってきた」場合と明記されているから、そこに現れる「裁判官」を「グラーフ」と断定するわけにはいかない、と思われる。この点については、前註(103)をも参照

されたい。

(158) ザクセンシュピーゲルの「ヘールシルト制」(ラント法一・三・二)で「世俗諸侯」の次に位するのは(第四シルトをもつ)「フライエ・ヘレン」である。後述するように、(グララーフから裁判権を授封される)シュルトハイスは、(第五シルトをもつ)「参審自由人」でなければならぬから、(ラント法三・五四・一を参照)、(その主君でも)ある(グララーフは(一般的には)「フライエ・ヘレン」の身分に属するはずである。(世俗)諸侯の法廷には、その「諸侯領」内の(グララーフを含む)「フライエ・ヘレン」が参延義務・裁判籍をもっていたのか、また、「フライエ・ヘレン」の犯罪はこの法廷においてでなければ裁くことができなかつたのか。たとえばこうした問題は、諸侯のもつべき「大公類似の(ないし、大公と同等の)地位」にとつてその死活を制する問題であるはずだが(STENGER, a. a. O. 319ff.)、ザクセンシュピーゲルはそれについて(そもそも「フライエ・ヘレン」の身分そのものについてもほとんど)まったく黙して語らない(石川「アイゲン」、一三頁を参照)。それどころか、ラント法上の裁判権の系列の中で諸侯が占める地位については、テキストの文言を忠実にフォローすると、(形式論理的には)次のような問題さえ生じかねないのである。

二・(五)・(一)の末尾でも述べたように、諸侯の犯罪は(現行犯の場合を除き)(国王の)「宮廷裁判所」において(のみ)裁くことができる(ラント法三・六四・一)。この「宮廷裁判所」は、前註(59)でも述べたように、レーン法上の事案を扱う場合と同じく、国王と諸侯(のみ)によつて構成され、国王が裁判官としてそれを召集・主宰する。これに対して、「ラント法」の一条項(三・五二・三)によれば(つまり、ラント法廷では、「皇帝」(正しくは国王)自身が訴えられた場合には王宮伯が裁判官となり、また、グララーフが訴えられた場合にはシュルトハイスが、辺境伯が訴えられた場合には(おそらくその家臣である城塞伯(Burggraf))が裁判官になる。したがつて、国王およびグララーフ(それに辺境伯)については、裁判官自身が(犯罪を犯した場合も含めて)ラント法廷で訴えられた場合、その裁判所に裁判籍を有し、レーン法上裁判官の家臣である者の一人が代わつて裁判官になるという原則があつた、と考えられる。しかし、(辺境伯を除く、世俗の)諸侯一般については、こうした原則がテキストには姿を見せない。したがつて(形式論理的には)もし(辺境伯を除く)諸侯が自分の犯罪のかどで訴えられると、事案は(先に述べたラント法三・六四・一に従い)いわば自動的に(国王の)「宮廷裁判所」にもちこまれる。ラント法三・六四・一の規定はもともと諸侯の権利・地位を守るために生まれたものである、と推定されるが、以上のように考えてみると、(辺境伯を除く)諸侯は、特に犯罪を犯した場合、常に(自分の主君でもある)国王の

「宮廷裁判所」に召喚されそこで裁かれるのに、(自分の家臣である) グラーフが(犯罪を犯して) 訴えられた場合にはそれを裁く立場にはない、という(いかにも奇妙な) 帰結が避け難いことになってしまう。この点も、ザクセンシュビーゲルの「ラント法」と「レーン法」間に見られる齟齬の一つに数えられるかも知れない。

(159) 石川「アイゲン」、二三頁を参照されたい。

(160) ザクセンシュビーゲルの「領邦君主権」観については、前註(56)を参照されたい。

(161) *sculteie* の語は、ラント法一・二・三、一・五九・二(二回)、二・二二・一、二・二二・二、三・一八・一、三・四五・四、三・五二・三(三回)、三・六一・一、三・六一・二、三・六四・八、レーン法七二・二で、また、*scultidium* (=

Schultheisamt) の語はラント法三・五二・二、三・五二・三、三・八〇・一、レーン法七二・二で用いられている。

(162) この点については、石川「アイゲン」、一頁以下を参照されたい。ザクセンシュビーゲルにおけるアイゲンの(法廷)譲渡に関する条項(ラント法一・五二・一—石川「法の生成」5、を参照)によれば、それは(相続人の承諾をえた上で) グラーフの正規(Ⅱ定例)の裁判集会で行われなくてはならない。そうだとすると、そこに裁判籍をもたないプフレークハフテ(およびピアゲルデ)はアイゲンの(法廷)譲渡ができない、ということになるが、その点をも含めて(問題・論議の多い) プフレークハフテについては、とりあえず *Art. Pfleghafe, in: HRG. Bd. 3, Sp. 1733ff. (v. H. [THEME])* を参照されたい。

(163) ラント法二・二二・二の「邦訳」は、「シュルトハイスもしくはフローンポータもしくは参審自由人をもつて」となっているが、この簡書、原文は *mit den scopen* であり、当然「参審員」と訳さなくてはならない。なお、ザクセンシュビーゲルにおける「参審自由人」と「参審員」の用語法については、石川「ゲヴェーレ」、一九七頁、註(91)ですでに述べておいた。(164) なお、以上に述べたことも、後述するような、あるグラーフシャフトが幾つかのシュルトハイスの裁判管区に分かれていたのではなく、その中にシュルトハイスが一人(だけ)いて、グラーフシャフト内のプフレークハフテ(およびピアゲルデ)について管轄権をもつていた、という推定を支持するであろう。因みに、ピアゲルデ(およびプフレークハフテ)がシュルトハイスに支払う罰金はハシリングとされている(ラント法三・六四・八)から、シュルトハイスが(国王罰令権をもたず)その裁判集会を「国王罰令権」なしに開催したことは明らかであろう。

(165) *gogreve* の語は、ラント法一・二・四、一・五五・二、一・五六、一・五七、[同上]、(一・五八・二)(二回)、一・七一、三・六四・一〇、[三・八六・二]に、*gospap* の語は、ラント法(一・七一)と(三・八七・二)に、ほかに *goding* (一・

グラーフの裁判集会)の語がラント法(三・九一・一)に現れる。

(166) この条項中の²⁰の語の意味、および、ゴークラーフ職の(又)授封の禁止については、前註(97)を、また、ゴークラーフに選ばれる者の身分(や地位)については、前註(142)を参照されたい。

(167) ラント法一・七一は、本文で引用した箇所にはきつづき、「同じようにグラーフも彼の地方的追放を(国王の前で証言するならば、それを)もつて国王のアハトを獲得する」と述べている。また、次のような条項もある。「人はなんびとをも、ある地方的追放をもつて(II)その者がある裁判管区で地方的追放に処せられていたゆえをもつて、他の裁判管区において(も)有責(II)地方的追放に処せられている」とすることをえない。誰しも最上級の裁判管区において地方的追放に処せられる(ないし、処せられた)者は、その裁判管区に属するすべての(下級の)の裁判管区において地方的追放に処せられたことになる。しかし、誰しも下級の裁判管区において地方的追放に処せられた者は、上級の裁判管区において地方的追放に処せられたことにならない。彼がそこへ正規に(II)正規の手続をもつて、前出・ラント法一・七一を参照)持ちこまれない限り」(ラント法三・二四・一—なお、この条項の「邦訳」は右このように改めたい)。

(168) なお、「窃盗または強盗(の現行犯人)が一日と一夜以内に服罪させられない場合には、ゴークラーフはそれ(II)この事案)についてそれから先いかなる裁判権をもたず、授封された裁判官(II)グラーフ)がそれを裁くべきである」(ラント法一・五七)、とされているから、ゴークラーフが(あらかじめ)一定の任期を定めて選ばれないで現行犯の際にその都度選ばれる場合には、日常的には、グラーフ自身はゴークラーフを「下僚」としてもつことができず、そうしたゴークラーフシャフト(あるいは、すぐに後述するように、それを構成する村々)を直接に所管しなければならなかった、ということになるであろう。しかし、その場合、ラント法上の裁判権の系列には一つの空隙が生まれることにならざるをえないであろう。(具体的には、この場合、ゴークラーフの裁判集会は(六週毎に)開催され機能しえたのか、また(それが開催されずまたは機能しなかった場合)、(後述するように、犯罪についてもつと限られた権限しかもつていなかった)パウアーマイスターは村内で起きた犯罪についてのどのように始末をつけたのか、それを上級の裁判所で弾訴しなくても良かったのか、あるいは、それをどの裁判所で弾訴したのか、といった疑問が次々と生じる)。

(169) なお、ゴークラーフに支払われる罰金は、(ラント民の選択に応じて)六プフェニヒ(II)二分の一シリング)または一シリング(とシユルトハイスに支払われる罰金の八分の一ないし一分の一、改めて後述する(一般の)フォークトに支払われるそれ(三

シリング)とくらべても、その三分の一ないし六分の二)にすぎない。

(170) ただし、ゴークラーフが現行犯が生じた際にその都度選ばれる場合については、前註(168)で述べたような問題がある。

(171) この条項についても、前註(97)を参照されたい。

(172) ただし、ラント法(一・五八・一)では、「しかし、人(＝ラント民)が誰かを長い期間について(ゴークラーフに)選んだ場合、その者にグラーフ、または辺境伯が(ゴークラーフ職を)授封すべきである」とされているから、(辺境領については)「辺境伯」が直接「ゴークラーフ職」を授封した場合もあったことが判る。本章(五)・(3)・②で前述したように、辺境領には「特別なグラーフシャフト」が含まれるし、また、グラーフが(その特別な)「グラーフシャフト」を辺境伯から受領する場合もあり、「辺境伯」は一方では「グラーフ」と、他方では「ゴークラーフ」とそれぞれ直接に(裁判権をレーン財とする)主従関係を結んでいる、ということになりそうだが、「辺境伯」と「グラーフ」や「ゴークラーフ」の間の関係、あるいは、辺境領における「グラーフ」と「ゴークラーフ」の間の関係について、ザクセンシュピールのテキストからは、それ以上のごとは判らない。

(173) なお、後代の補遺は、前註(168)に引用したラント法一・五七の末尾に、「これは、人(＝ラント民)が現行犯として生じた犯罪を同じ(＝その)日(のうち)に裁くために選ぶゴークラーフについて、述べられたことである」という一文を追加した上で、前註(172)で引用したラント法(一・五八・一)の末尾で、「その者(＝授封されたゴークラーフ)はまた一夜を越えた犯罪を裁くことができる」としている。したがって、ゴークラーフへの裁判権レーンの授封が「原則」になれば、前註(168)で指摘したような、ラント法上の裁判権の系列における「空隙」の問題は(原則として)解消されることになる。しかし、その代わり新たに浮上してくるのは、ゴークラーフの「身分」に関する問題である。

前出(5)でシュルトハイスについて述べたように、(アイケ自身の手になるテキストによれば)裁判権レーンを受領できるのは「参審自由人」に限られるはずである。また、レーン法II「ヘルシルト制」の原則から言っても、およそある主君の家臣になってレーンを受領するには「ヘルシルト」(＝レーン能力)をもつことが前提になる。新しいテキストでは、ゴークラーフの主君として現れるグラーフは(大部分)(第四シルトをもつ)「フライエ・ヘレン」に属していた(と推定される)から、(グラーフから授封された)ゴークラーフは、ヘルシルト制の上では、(第五シルトをもつ)「フライエ・ヘレンの家臣」や「参審自由人」と肩を並べる存在であつてもおかしくない。しかし、補遺の手はそこまでは及んでおらず、テキストの文

言上、(授封されたそれは含めた)ゴークラーフに支払われる罰金は、前註(169)で述べたように、(「参審自由人」であるシュルトハイスの場合よりはるかに少ない)二分の一シリングという金額のままになっている。

さらに、ゴークラーフ(シャフト)の「封建化」は当然、「一人は(旗レーンに属する特別なゴークラーフシャフトを除き)いかなる裁判権(裁判管区)をも分割してはならならず、それを封与されている者は、その全部または一部をさらに封与(Ⅱ又授封)してはならない」(ラント法三・五三・三)、という原則に抵触する、という問題を胎んでいる。この点については、(一般にはアイケ自身の手になる)とされている(國王罰令権の國王による直接授与の原則を扱った)「ドイツ語第二版」がすでに、ラント法三・六四・五に、「グラーフが彼のグラーフシャフトの一部を、またはフォークトが彼のフォークタイの一部を)封与するならば、それは法に反する(Ⅱ違法である)。(グラーフシャフトまたはフォークタイの一部を)封与された者(ないし、家臣)は、それ(グラーフシャフト・フォークタイの一部)に関して、いかなる國王の罰令権をもつ(あるいは、受領すること)をえない」という補足を施し、いわば「裁判権(レーン)」と「國王罰令権」をすりかえ、グラーフやフォークトによる「裁判権(レーン)」の分割・又授封は國王罰令権の授与を伴わない限り容認する、という姿勢を示していることが注目される。同じ条項の(國王は、適法には、裁判権を封与されている者に罰令権の授与を拒むことをえない、とする件の)「裁判権」の語に付された「國王の罰令権がそれに属する」という後代の補遺もこれと同じ方向に働くことは明らかであり、それによってグラーフによるゴークラーフに対する裁判権の授封が(一定程度)正当化されていることは言うまでもあるまい。

(174) ここで、前項(5)の末尾で指摘した問題に立ち戻ると、まず、ザクセンシュペーゲルにおける裁判権レーン・ラント法上の(流血)裁判権が、グラーフ・シュルトハイス・ゴークラーフ・バウアーマイスターという単一の系列になっているのではなく、グラーフ・シュルトハイス、グラーフ・ゴークラーフ・バウアーマイスターという二本建の系列になっていることは、本項(6)で述べたことからすでに明らかである。しかし、その結果、グラーフ・シュルトハイスの系列、あるいは、シュルトハイス(職)そのものは、裁判権レーンの系列の中でどのように位置づけられるのか、ということが問題になることは言うまでもない。この点について、現在の私見をかいつままで述べておきたい。

シュルトハイスの裁判集会にはプラークハフテ(および、それと同格のビアーゲルデー——以下においては省略する)が参廷義務(および裁判籍)をもっているが、シュルトハイスは(ゴークラーフとは異なり)グラーフの裁判集会にも必ず参画し、そこで一定の役割を演じている。この点、プラークハフテの中から選ばれるフロンボーテについても同じことが言えるが、

フロンボーテの方はさらにグラーフ裁判所のいわば「執達吏」としての役割をも果たしている。こうしたグラーフ（裁判所）との深い関係を考えると、ザクセンシュピエゲルのテキストに明示の記述はないが、プフレークハフテを国王領（＝王領地）の耕作や森林の開墾に従事し（あるいは、そうした者の後裔であつて）それを通じて国王やグラーフと特別な関係（ないし、その特別な保護下）にあつた者と見る見解が有力なこと（Art. Pflękate, a. a. O.）も首肯できる（因みに、前註（162）でアイゲンの譲渡に関する問題も、プフレークハフテをこのように考えることができれば説明がつく、と思われるが、ここではこれ以上立ち入らない）。そこで、仮にプフレークハフテがそうした意味で国王・グラーフと特別な関係にあつたと前提すれば、*sultatum* は、（ゴージェラフシャフトとは異なり）グラーフシャフトの下部区分にはなっていないから、あるグラーフシャフトの中に一つしかない官職であつて、シュルトハイスはいわばグラーフの「補佐役」をつとめる一方、グラーフシャフト内に住むプフレークハフテ（という国王・グラーフと特別な関係にある身分）に対し固有の管轄権をもつ、と考えるのが自然であろう。しかし、その場合、ザクセンシュピエゲルのテキストによれば、すべてのグラーフシャフトに必ずシュルハイス（少なくとも一人）と（そこに参廷義務・裁判権をもつ）プフレークハフテがいなければならない、と考えられるのに、（国王領や森林と密接なつながりをもつ）プフレークハフテや（それを管轄する）シュルトハイスがすべてのグラーフシャフトに存在し（え）たのか、という疑問が生じるであろう。今のところ私は、この疑問についても、（現実にはおそらく特殊な存在であつた）シュルトハイス（職）やプフレークハフテを（それ自身も国王と強い結びつきをもちながら、一見、遍在的に見える）グラーフシャフト（あるいは、グラーフ裁判所）と結びつけて、それをラント法上の裁判制度の中心にすえた点に、同書のラント法（上の裁判権）の「理想像」的性格を認めたいと、思っている。

(175) *vogel* の語は「諸侯主の出自」、ラント法三・六四・四、三・六四・五（ドイツ法第二版）、三・六四・九に、ほかに *dunvogel* (= *Donvogel*) の語が「諸侯主の出自」に、*vogeding* (= *Vogding*) の語がラント法一・二・四に、また、*vogelie* (= *Vogtei*) の語は、ラント法一・三五・二、一・五九・一、三・六四・五（ドイツ語第二版）に現れる。ただし、このうちラント法一・三五・二の *vogelie* は、地下埋蔵物に対する土地の持主の権利にかかわる用例なので、「邦訳」、八一頁、註（一）参照、本稿での考察からは除外する。

(176) この点に関連して特に注目されるのは、フォークト（フォークタイ）の「上司」（あるいは、上級区分）として「グラーフ（シャフト）に言及されることがまったくない、ということである。さらに後述するように、ザクセンシュピエゲルの「フォーク

クト(フォークタイ)を「教会守護権」と理解することが許されるとすれば、これは単なる偶然ではなく、(一見偏在的に見える)「グラーフ(シャフト)」の存在が(少なくとも主に)「世俗領」に限られたものであることを示唆している可能性があるからである。

(177) 二・(五)・(4)を参照されたい。

(178) 前註(173)で述べたように、この件は後代の補遺にかかるものだが、ここでの行論にとってはそれを抜きにしても結論は変わらない。

(179) このことは、文言上は、「旗レーンに属する特別なグラ、ラ、フ、シヤ、フト」のほかは裁判権(裁判管区)の分割・(又)授封を禁じた原則(ラント法三・五三・三三)に抵触するように見えるかも知れない。しかし、この「フォークト」が国王罰令権を国王自身から(直接に)受領していることは、「ドイツ語第二版」にも明記されている(同三・六四・四)し、「ドイツ語第二版」では、その直後の条項(同三・六四・五)に、「グラーフが彼のグラ、ラ、フ、シヤ、フトの一部を」(又)授封することと並んで、「フォークトが彼のフォークタイの(一部)」をそうすることは違法である、と補足されている(前註(173)を参照)から、この「フォークタイ」が「グラーフシャフト」と同列に扱っていることは確かであり、ラント法三・五三・三三のように「原則」を一般的な形で述べた条項においては、「グラーフシャフトと同格の」「フォークタイ」も「グラーフシャフト」によって代表されている、と考えるのが妥当であろう。

(180) 前註(132)に対応する本文を参照されたい。

(181) ところで、この(一般の)「フォークト」は誰から裁判権を授封されたのであろうか。ザクセンシュペーゲルにおける「フォークト」・「フォークタイ」が教会領にかかわるといふ前提が許されるとすれば、一つ考えられるのは、(「司教」など)「教会諸侯」自身から裁判権を授封された場合である。この場合にはしかし、「教会諸侯」自身は流血裁判権を行使できず、「フォークト」も国王罰令権をもたないから、当該教会領で生じたアイゲンをめぐる訴えや参審自由人の犯罪は裁くことができないう、ということになってしまう。そこでもう一つ考えられるのは、「教会諸侯」からまず(いわば上級の)「フォークト」に對して、当該教会諸侯領全域にわたる流血裁判権が授封され(さらに国王から直接に罰令権が授与され)た上で、この(国王罰令権をもつ、上級の)「フォークト」から流血裁判権(だけ)が(一般の)「フォークト」に授封される場合である。ただ、この場合には、裁判権レーンが国王↓教界諸侯↓(上級の)フォークト↓(一般の)フォークトと「第四の手」まで渡ること

とになつてしまい、それが(グラーフシャフト内のシュルトハイスだけを例外に)「第四の手」に渡ることを禁じた原則(ラント法三・五二・三)に抵触することになる。しかし、同じ問題はゴークラーフ(シャフト)の「封建化」についても生ぜざるをえないこと、また、(特に後代の補遺が)この抵触をいかにして回避しようとしているかについては、前註(173)(特にその最後に述べたこと)を参照されたい。なお、前註(133)で引用したラント法一・五九・一の後代の補遺(「二つのフォークタイの中には国王の罰令権は一つしかありえない」——特になぜわざわざこのことを補足する必要があったのか)も、このような想定によって良く理解することができよう。

(182) *burnester* の語は、ラント法一・二・四、(一・一三・二)、(一・六八・二)、二・一三・一、二・一三・二、二・一五・五、二・七一・五、三・五六・三、三・六四・一、(三・八六・一)(四回)、(三・八六・二)、レーン法七七で、また、*burnesterscap* (= *Baurnestersamt*) の語はレーン法七七で用いられている。

(183) なお、「パウアーマイスター」に支払われる罰金は六ブフェニヒ(「二分の一シリング」)にすぎないが、この罰金および(本文中で述べた)三シリングの「換刑贖罰金」は、「農民(ないし、村民)皆の飲み代になる」(ラント法三・六四・一〇)。

(184) ただし、「ドイツ語第二版」では、「パウアーマイスター」は三シリングよりも高額の金銭、あるいは、その他の動産(の窃盗)について、もつと重い刑罰をもつて裁くことができる、とされ(同二・一三・二)、さらに(もつと)後代の補遺(同一・六八・二)によれば、「軽傷害」(腫れるほど打ち、あるいは、肉に達する傷なしに(たとえば鼻血を)出血させた場合)についても裁判権をもつていたことがうかがわれる。

(185) 後代の補遺にかかる条項によれば、「パウアーマイスター」は、さらに「村民仲間の共有地」の不法占拠についても管轄権をもっているが(ラント法三・八六・一)、この不法占拠が他の村落団体にも及ぶ事例を通じて、「パウアーマイスター」の「上司」は「ゴークラーフ」であることが(改めて)確認される(同三・八六・二)(「邦訳」三四九頁、上段)。

(186) ラント法二・七一・五。

(187) 「彼(＝フローンポーター)は、パウアーマイスターを除き、いずれの村からも一人の者に、(上級の裁判官の)裁判集会(に)参集する義務)を免除することができる」(ラント法三・五六・三)。なお、(この条項を含め)以上に「上級の裁判官」と言ってきたのは、一般的には(直上の)「上司」である。「ゴークラーフ」と考えてよいであろうが、この条項に関しては、(前註(174)で述べた)グラーフとフローンポーターの(特別な)関係を考えると、「グラーフ」を指す可能性もなしとしないであろう。

(188) 前註(173)でも触れたラント法上の裁判権(裁判管区)の分割・(又)授封の禁止、あるいは、裁判権レーンが「第四の手」に渡ってはならないとする原則、および、「授封された」ゴークラーフやフォークトについてそうした原則・禁止を回避するために(後代の補筆者が)どれほど苦勞しなければならなかったか、を想起すれば、ラント法上の裁判権がゴークラーフからさらにパウアーマイスターに(又)授封されるなどということは、むしろ考える余地のまったくないことと言わなければならないであろう。

(189) 「ヘールシルトを欠く者」の中に、「農民」(ないし、村民)も含まれるはずであるが(レーン法二・一——前注一・(二)を参照)、彼等が(それにもかかわらず)ある主君から授封された場合、一般的には、又授封権をもつ(少なくとも又授封することはあるが、相統権と授封更新請求権は認められず、もちろん、「ヘールシルトをもつ者」(「家臣」)に対して判決を発見し証人になることは(原則として)できない(レーン法二・二、二・六)。したがって、「パウアーマイスター職・レーン」の場合、これとくらべると言わば正反対になっており、特に相統権と授封更新請求権にメリットがあることが判るだろう。

(190) 前註(180)を参照されたい。

(191) 以上に指摘したような、「ラント法」と「レーン法」における「パウアーマイスター(職)」の国制的位置づけに関する齟齬は、何に由来し、あるいは、何を物語っているのであろうか。この問題について誰しもがまず考えてみようとするのは、おそらく、「パウアーマイスター(職)」についても(先に「ゴークラーフ(シャフト)」について指摘したのと同様な)「封建化」の過程が(それと並行して)生じたのではないか、という仮説であろう。しかし、この仮説は「パウアーマイスター(職)」についてはまず成り立たない。というのは、「ゴークラーフ(シャフト)」の「封建化」は、前述したように、アイケ以後(二三世紀の後半)の補遺にかかるテキストに始めて現れるのに対して、このレーン法七七は(少なくとも通説によれば)アイケ自身の手に成るテキストにすでに存在していた(とされている)からである。もし、この「パウアーマイスター職・レーン」が(二三世紀中葉・後半に進行した)ラント法上の裁判権の「封建化」(「裁判権レーン」としての系列化)の結果であるとするれば、それは当然、二三世紀後半に補足された(新しい)テキストの中に、それも、「レーン法」ではなく「ラント法」の部に、(少なくとも)「ゴークラーフ(シャフト)」の場合と同じ程度に「裁判権レーンは第四の手に渡ってはならない」という原則と折り合いをつけた上で、書き加えられたはずである。したがって私は、今のところ、(単なる着想のレベルをこえるものではないが)この齟齬についても、後述するザクセンシュピーゲル成立史との関連で、次のように考えた方がより

早く正解に到達するのではないか、と思つてゐる。

「パウアーマイスター(職)」像の齟齬の問題が深刻な(あるいは、收拾のつかない)ものになるのは、一つには(通説に従つて)ザクセンシュピエーゲルは「ラント法」↓「レーン」法の順に書かれた、と考えるからである(つまり、この場合、「ラント法」では許されないとされていることが、なぜ「レーン法」に堂々と姿を現すのか、という形で疑問が生まれる)。これに対して、著者アイケがまず「レーン法」を書き、「ラント法」はその後に書いた、しかもその際、「レーン法」は比較的現実に近い形で書かれたとすればどうなるか。つまり、現実には「パウアーマイスター」がある主君から「パウアーマイスター職」を授封される事例が事実あつたのかも知れない。しかし、アイケがその後で「ラント法」を書いた時、彼は(当時現実にはまだ未成熟の状態にあつた)「平和の法」⇨流血裁判権の中から幾つかの「原則」を抜き出しそれを軸にすえながら「ラント法」を(できるだけ一貫した規範構造をもつものとして)叙述した(あるいは、そうしなければ「ラント法」の多少とも一貫した叙述はできなかつた)。その結果、「ラント法」は(「レーン法」とくらべると)現実からの距離が大きく「理想像」的性格を色濃く帯びることになつた。この点は特に「平和の法」⇨国王を頂点とする流血裁判権の系列に見られ、たとえば(この系列に組みこまれた)「グラーフ」と(はじめは組みこまれなかつた)「ゴークラーフ」の関係についても(前述したように)なにかがギャップを残すことになつた。「パウアーマイスター(職)」像について見られる「レーン法」と「ラント法」の間の齟齬も、基本的には、このように考えられればそれを説明する緒をつかめるのではないか。(また、ザクセンシュピエーゲルにおける「法」の規範構造から言えばラント法に属し、少なくともレーン法には属さないはずの「小作人仲間の(⇨領主と小作人によつて構成される)法廷」(⇨いわゆる「莊園裁判所」)がレーン法上の裁判権の系列の中に登場してくる(レーン法六八・五)という問題も、「パウアーマイスター職・レーン」の場合と(基本的には)同じ問題を胎み、おそらく(基本的には)それと同じく右に略述しような考え方によつて解決の緒をつかめるのではないだろうか)。なお、この問題については、後に三・(三)、および、註(232)で述べたことをも参照されたい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 50 NO. 4 (1999)
SUMMARY OF CONTENTS

Lehnrecht und Verfassung im Sachsenspiegel (2)

Takeshi ISHIKAWA *

Aus technischen Gründen kommt es dazu, daß dieser Aufsatz nicht nur in zwei, sondern in drei Teile zu verteilen ist. Der letzte, dritte Teil folgt diesem zweiten gleich im nächsten Heft, und zwar zusammen mit der deutschen Zusammenfassung des Ganzen. Dafür bitte ich die Leser um Verständnis.

* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.